

公文書管理の条例化を巡る自治体の話題



JIIMA 広報委員会 副委員長 認証アーキビスト **なが い つとむ 長井 勉**

はじめに

全国ほとんどの自治体で情報公開法が条例化されてから久しい。そして2011年4月、公文書管理法が施行され、情報公開制度を支える公文書管理が法制化されたことで、「車の両輪がそろった」と例えられた。だが多くの自治体では公文書管理への取り組みに大きな変化は見られず、また公文書管理の条例化も同様に進んでいないようだ。

改めて地方自治法を読むと、「第三章 条例及び規則」において、「第十四条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。②普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない（以下略）」と書かれ、現用から非現用文書さらに歴史的公文書において、制度的かつ統一的な公文書管理を定めるには条例化が求められる。

言い換えると、条例として全ての実施機関に情報公開の義務を課し、または権利を制限することができる制度と同じように、公文書管理を条例化して適用することも必要だ。公文書を住民の知的共有財産と考え、統一的な管理をめざすには条例でなくてはならないはずだが。

さて、今回は信頼性のある行政運営に欠かせない公文書管理の条例化を実現した犬山市と、これから同条例の施行をめざす小田原市と厚木市を取り上げ、現状と課題について誌面を割いてみた。

行政、政治への信頼をめざす条例を施行 …犬山市長の記者会見

3年前の新聞記事であるが、当時の愛知県犬山市（人口約7万人）の山田拓郎市長（在職2014—2022年）は、市民との共有の知的資源である公文書の管理の仕組みに関して、「内規では仕組みとして脆弱であり、時の為政者や市の都合で何とでもできてしまう。条例化は行政、政治への信頼に結び付く」（中日



犬山城



犬山市庁舎

新聞2021年1月9日付）と公文書管理条例の狙いを説明した。そして山田市長は「行政、政治への信頼に」をスローガンに愛知県内初となる公文書管理の条例化を地元紙から力強く訴え、2021年4月1日に施行した。新たな条例化のニュースはメディアに取り上げられやすい話題であり、愛知県初となればなおさらだ。

その予想される効果は、1. 議会の議決を経る「条例」という形を採用し、附属機関による監視の目を取り入れることにより、公正なルールづくりと運用が担保される。2. 条例の制定により、「市民共有の知的資源」として公文書の適切な保存・利用を一層図ることができる。3. 市がその諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務を全うでき、市民の市政に関する「知る権利」が尊重されることとなり、市政運営の検証の機会が保障される。市長は2021年1月、これら3項目を条例化の前に会見で説明した。

同市において、この条例を後押したのが持続可能な街をめざ

す「協働のまちづくり基本条例」(2019年7月制定)ではないか。これは自治基本条例に相当するもので、『自治基本条例のつくり方』の著者松下啓一氏によれば、「住民を幸せにするツール」であるという。そして、住民が自治の主体として位置づけられ、自治の基本理念が書かれ、役所や議会が自治のために努力する規定が定められている。つまり、まちを元気にするための理念や制度・仕組みを規定したものだ。

同市では条例名に「協働」を入れたのは市民、議会、行政による三位一体によることを表し、その中で5つの原則のトップに挙げられているのが「情報共有の原則」である。市民、議会、行政はまちづくりに関する情報を互いに提供し、共有することとしている。ちなみに、他の原則は「市民参加」、「協働」、「平等」、「信頼」である。互いに尊重し合い、常に信頼関係を築くために、この条例を支えるには情報公開、公文書管理が共に条例化されることになったのは、まさに持続可能な市政運営をめざすからだ。

それから3年、同市のホームページで歴史的公文書の基準、現用公文書及び廃棄目録、公文書管理の現状報告などを公開している。そして条例施行後の歴史的公文書は約2千冊と報告されている。同市には文化史料館(城とまちミュージアム・IMASEN犬山からくりミュージアム 玉屋庄兵衛工房)があり、ここでは犬山市に関する資料も収集し、保管している。公文書館は未設置であるが、調査・研究などのためにここを利用することが可能だという。

公文書管理条例が施行の自治体を調べてみると、2024年3月までに全国64の都道府県、指定都市、市区町村(指定都市を除く)^{※1}となっている。だがこの条例が制定されても、保存期間満了の公文書から評価・選別された歴史的公文書を保存・公開する施設としての公文書館設置は、思ったほど進んでいない。庁舎内文書庫や借用倉庫保管に頼らざるを得なく、非効率な公開は避けられない。

一方、自治基本条例はすでに全国409の市区町村(2024年4月)に制定されている^{※2}が、併せて公文書管理条例を制定している自治体は少ない。たとえば神奈川県では平塚市、大和市、海老名市、厚木市など11市町に自治基本条例が施行され、住民との情報の共有や管理方法などの条文を見ることができる。したがって、それを支える公文書管理条例は自治基本条例が施行しているのであれば実現しやすいと言えるだろう。

公文書がないので検証できない疑惑の事案から始まった検討…小田原市長の記者会見

前述の犬山市長の会見は市民との信頼を高め、期待感のある取り組み姿勢が窺えるが、それとは逆に、記録がないので検証できない不祥事を振り返り、公文書管理の条例化をめざす市長がいる。その会見を以下に紹介する。

小田原市(人口18万5千人)加藤憲一市長は2024年10月の定例会見で、「庁内で決裁や情報共有の仕組みがきちんとしていなかった。文書を残さず事務処理していたことも問題だった」との認識を示し、その上で「清閑亭(市内にある歴史文化的な建造物)に限ったことではなく、市の組織体質に問題がある。事務執行の基本を全庁的に確認する。公文書管理については条例化を検討し、手続きをより厳格にしていく」と述べた。(朝日新聞デジタル地域版10月4日付)

「清閑亭」を巡る出来事を詳しく話すと、この建造物は1906年に建てられた政治家・侯爵黒田長成(1867—1939)の別邸で、今では歴史的な建造物として国の登録有形文化財となっている。この厨房の増築などについて疑惑が生じ、住民監査請求が出されたのは、この民間活用方法について公平性を欠くとした市民団体からだった。そして小田原市監査委員会は再調査するように勧告した。(神奈川新聞2024年7月3日付)



小田原城



小田原市庁舎

※1 http://www.rilg.or.jp/htdocs/img/reiki/019_officialdocumentmanagement.htm 地方自治研究機構

※2 <https://koukyou-seisaku.com/policy3.html> NPO法人公共政策研究所

それによると、業者を公募した際は増築はできないと説明していたが、業者が決まってからは、厨房増築が実現するよう担当部署が動き、文化庁から史跡の現状変更の許可を得たという(同紙同日付)。

監査委員会は再調査するように勧告したが、特筆すべきは、市職員と業者との協議内容の一部の重要な記録が全く残っていないことだった。これらは前守屋輝彦市長時代の一連の出来事であるが、その他在任中に新設した政策監の公務などを知る記録もなかったというお粗末な文書管理も露呈した。巷に伝わる噂では、副市長は市長の「お友達」だという。無駄な税金を払わされた市民にとっても迷惑な話だ。

そして詳しくは加藤市長のこの発言だ。「職員の知識、理解の不足し、事務決裁の手続きの不備によって職員間で情報共有ができなかった」(神奈川新聞10月4日付)は、自治体の仕事が文書主義で行われることを職員が理解していないことが浮き彫りになっただけでなく、ガバナンスの欠如を露呈した。

したがって、公文書の検証可能の可否よりも、公文書の定義を職員が理解していないだけでなく、職員研修の不徹底もあったのではないだろうか。公文書管理の条例化の前に、現状の公文書管理を総点検するなどまずは現状の洗い出しが欠かせない。2011年の公文書管理法施行から10年以上経過しているのに、残念ながら自前の公文書管理について見直しせずにこれまで来たのかと想像する。

同市の文書管理規程を見ると、総務部総務課長が文書主管課長を兼務し、各課には文書主任、文書整理員を置くことになっている。文書には保管と保存の2種類があり、どのように使い分けているかは不明である。また廃棄については文書主管課長と主管課の判断で決定されるので同課長の知識と経験に左右されることになる。したがって、公文書を将来の職員や市民の利用を考えた規則ではない。これは職員のための都合の良い文書規定であり、市民目線では書かれていないことは明白である。

もっと大事なことがこの規程には見当たらなかった。それは公文書の定義である。公文書とは「職員が職務上作成・取得したもの、組織的に用いるもの、その機関が保有しているもの」であり、特に近年は、「行政機関の職員は、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事実が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければなら

ない」(公文書管理法第4条)という条文を文書規定とは別に職員に具体的に告知している自治体も最近では散見される。

今回、加藤市長は公文書管理条例化への大きな一歩を踏み出したが、条例化が目的ではなく、規律ある職員づくりをめざす施策の一つがこの条例化であることを肝に銘じてもらいたい。

思い起こせば、前守屋市長は在任中に文書管理システム導入を推進したが、それはアプリをパソコンに導入するような感覚で、公文書管理の理念を職員に再認識させる取組みも怠ってしまったようだ。今後は市民の視点で条例化の説明を広報紙でPRすることも大切であるが、市長の諮問に対して、検討委員会をまずは立ち上げ、答申案を作成することだ。今後の進捗を見守りたい。

最後に記したいことを以下に記す。規律ある職員育成をめざすために、2023年度から3年間にわたる「小田原市職員コンプライアンス推進計画」の指針を策定した。その基本方針の一つに「常に適正な業務的確なチェックが行われる組織体制を確立します」とあるが、今回の不祥事を振り返ると、職場において職員が持つべき意識が醸成されなかったようだ。

公文書管理の大改革が始まった …厚木市の取り組み

拙著『公文書館紀行 第二弾』(2019年刊)で厚木市のことを取り上げた理由は、2017年に「あつぎ郷土博物館」(2019年開館 旧厚木市郷土資料館)に公文書館機能の導入を厚木市に投書したことがきっかけだった。回答は「本市において重要な課題で今後検討したい」というものだった。その頃、議会でもある議員が行政文書の保存の改善と併せて公文書館設置の質問をしていた。

2018年8月には厚木市ホームページで「公文書管理条例の制定に向けた検討について」が掲載された。言い換えれば、公文書管理条例化への準備宣言とも言える。それを後押ししたのは2010年12月に施行された厚木市自治基本条例であろう。これは前文にある文言を借りると「活力に満ちた心豊かに暮らせる自立したまち」をつくる条例であり、自治の基本原則の中で、「市民、議会、市長、執行機関がそれぞれの確な情報を公開・提供し、お互いに情報を共有することが不可欠である」としている。「情報の共有」とは「まちづくりにかかわる情報が貴重な共有財産であることを認識すること」、「保有する情報を分かりやすく公表し、情報の共有を図ること」とし、まちづくりに欠かせない情報(公文書)は議会・市長だけでなく、市民のものであることが理解



厚木市新庁舎完成図

できる。だからこそ、公文書の作成から保存・廃棄、歴史的公文書までマネジメントする制度的な仕組みが必要になる。ここに自治基本法を支援する公文書管理が規則でなく、条例化とする意義がある。

2021年4月、前述のいわゆる「準備宣言」より10年前の2008年に施行された「厚木市の積極的な情報公開を推進するための行政文書作成指針」を改めて公開した。市民との協働を推進するために必要な情報を積極的に公開することを基盤として、その趣旨は「本市の徹底した情報公開の推進を目指し、市政に対する市民の信頼確保と市民への説明責任を果たすため、行政文書の確実な作成と適切な保存管理について示したもの」とあり、市民目線で条例化に向けたステップを踏み始めた。

この中で、「意思形成過程文書を確実に作成すること」は、後に検証可能な行政活動の足跡を検証可能な状況にしておくことである。また「会議録等を作成すること」は市民生活に重大な影響を与える内容が検討された会議などに限定しているが、会議録作成の義務化と作成上のルールも明記されている。個人的な個人的な会議メモを組織共用文書として会議録の完成まで適正に管理しなければならないと定めている。

これらの指針は、公文書管理法の条文を理解し、ガイドラインなどによって厚木市では早くに導入し、この方針を職員へ公文書管理の理念の周知と条例化の準備とした。

2024年5月、「厚木市公文書等の管理に関する条例の制定に向けた考え方について」を公表し、その制定の目的を「市長等と議会が保有する行政文書について、市民共有の知的資源としての利用及び保存を行うに当たっては、市全体のルール（条例）づくりを議会の議決を経て進めることが必要であると考えます」とした。そして「市民に説明する責務の達成」、「市政の適正かつ効率的な運用の確保」に照準を合わせている。

同年8月6日、条例の制定等に係る意見交換会が開催された。

市民から「なぜ今なのか」の質問に、「市政施行70年の歴史を積み重ねてきた本市の歴史的価値のある行政文書を条例でしっかり保存・管理し、時には、新しい施策や事業のための参考資料として有効活用を図ること、こうしたことが目指すべき姿であるとの結論に至り、条例制定をすることになった」と明確に答えた。そうであれば、公文書館機能を備えて対応することもできるが、中途半端な施策よりも、今から歴史的公文書の保存・活用できる施設の検討も併せて進めなければならない。

条例の施行は2026年4月の予定であるが、職員にとっても今から意識すべき公文書管理の大きな改革である。保存期限の永年を廃止し30年保存への変更、外部倉庫に保管を含め数千の文書箱の整理と歴史的公文書の選別、歴史公文書の保存・公開、電子化の推進などがテーマになるだろう。

取り組む課題は、今回の条例化だけではなく、2027年春に完成の新庁舎への移転も視野にある。新しいオフィスのレイアウトづくりなど移転前の準備に条例化が欠かせない。ちなみに30%の文書量削減が目標だという。その理由は、移転に伴う文書整理においては、条例に沿った文書管理ルールで実行しなければならないからだ。以前、ある自治体で聞いた話だが、庁舎移転前に必要な文書をどこに収容したか、未だにわからない部署の話の話を思い出し、移転直前に点検もせずに廃棄される事態だけは避けたい。

市民への説明も大事だが、職員の理解と協力なくして条例化は実現できない。身近に取り組むべき課題は、今から職場の文書管理の点検や公文書の保管状況などの調査にも着手すべきかもしれない。年明けの2025年2月には条例案を市議会に提案予定であるという。これまで、他の自治体への視察やこのような準備を進めてきたのは行政総務課の職員の方々だと聞いた。今後の動向に注目し、実現できることを念じている。



県民と共にアーカイブズとミュージアムを築く茨城県立歴史館



歴史館のイチヨウ並木



歴史館玄関



敷地内にある旧水海道小学校

7年前から小誌で「公文書館シリーズ」を連載してきたが、関東地方1都6県の中で取材をしていなかったのが水戸市にある茨城県立歴史館である。水戸と言えはすぐに思い浮かべる偕楽園は日本三名園の一つであり、徳川斉昭公が民衆と偕(とも)に楽しむ場として開設したと伝わる。梅の咲く時期には多くの人が訪れる人気の観光スポットは同館からは徒歩圏内にある。開館にあたり、偕楽園と一体となって市民の歴史文化拠点づくり構想があったという歴史館は旧県立水戸農業高校の跡地にあり、全国都道府県レベルでは7^{※1}番目に設立され、1974年に開館し今年で半世紀を迎えた。

敷地内に入ると明治初期に建設された擬洋風校舎の旧水海道小学校がひととき目を引く。1971年に水海道市（現常総市）から寄贈された茨城県指定文化財である。そして歴史館へと続くいちよう並木は、取材数日前から夜間にライトアップが行われ、敷地内では「いちよう祭り」が11月24日まで開催されていた。期間中に訪れる人々は、黄金色に輝くアプローチが同館への誘いを感じるに違いない。各地でこのように季節の移ろいに映える公文書館を見る機会は多くはないだろう。さて今回はご多忙の中、史料学芸部行政資料課の高橋 慎課長と富田 任資料調査専門員にお話を伺った。

（取材：2024年11月6日）



広報委員会副委員長 認証アーキビスト **なが い つとむ 長井 勉**

—まずは開館までの経緯を。

当館は茨城県の歴史に関する資料を収集、整理、保存、調査研究し、広く一般県民に公開するために設置されました。文書館としての機能を持つ施設は一般に、「文書館」または「公文書館」という名前が付けられていますが、茨城県では、「歴史館」という名前で発足いたしました。現在では古文書や行政資料などを50万点以上収蔵し、閲覧室を通じて、一般に公開しています。

開館の経緯ですが、当初は1964年茨城県史編さん事業が始まり、その後、収集した歴史資料を保存するために文書館の建設構想の動きが出ました。また1968年には明治100年を記念しての総合的な歴史博物館を建設する案も浮上します。そして1969年に県教育委員会に歴史館の基本構想をまとめるために建設委員会が設置され、財団法人茨城県教育財団が発足しま



富田 任 資料調査専門員

高橋 慎 課長

した。翌年には基本構想が決定。1973年3月に本館が竣工して、4月には職員組織が発足し、当館は文書館機能、博物館機能、県史編さんの3業務を柱として、管理部、史料部、学芸部の3部でスタートしました。

—そして開館を迎えました。

1974年9月に開館式を行い、収集した歴史文書類の公開、

※1 典拠：『日本の文書館運動—全史料協の20年—』p.391～「戦後の史料保存運動年表」

記念特別展として「古墳時代の茨城」を開催しました。その後、定期的に展示会などを開催してきました。珍しい取り組みかもしれませんが、2013年12月に国立公文書館の所蔵資料をお借りして「資料が語る日本の歴史 茨城のあゆみ—国立公文書館×茨城県立歴史館—」を開催しました。国立公文書館と地方アーカイブズの連携企画です。

一館の運営は県教育委員会ですか。

2006年4月から県教育委員会から県教育財団が指定管理者として、管理運営及び事業の実施について委託を受けています。

一公文書も保存・公開されていますが、2011年に公文書管理法の施行がされました。

この法律に沿って、2014年に県文書管理規程、県文書等整理保存規程が改正、施行されました。またこの結果、歴史公文書等は保存期間経過後に当館に移管されることが明記されました。2020年には各課長等が文書作成時または取得時に定めるとされる文書の移管または廃棄の措置について、総務課長は必要があると認められる時は、その定めを変更することができるよう規程が改められました。

一公文書の移管・整理の流れは。

従来は保存期間が経過した文書の引渡を受けて、当館が選別を行っていましたが、改正規程による定期的な移管は2020年度から開始しました。例年7～8月に文書主管課から、当館敷地内にある文書整理保管庫に搬入されます。移管後は簿冊と移管文書リストを照合し、内容を確認して歴史公文書に該当するかを判断します。その後は年度別・部課別に配架し、次の整理

作業へと進みます。配架後データ作成し、文書番号を付けます。現在公開中の公文書は明治6年から平成5年度に事案が完結したもので約5万点にのぼります。2018年から3年間にわたってデータベースの強化事業を実施し、目録内容の一層の充実を図りました。

一歴史編さん事業と言えば水戸藩の『大日本史』があります。

江戸時代に御三家のひとつである水戸徳川家第2代藩主徳川光圀によって始められ、光圀没後も水戸藩の事業として二百数十年継続し、明治時代に完成しました。

当館で所蔵されている『大日本史編纂記録』は、『大日本史』の編さん過程において作成された資料です。伝来過程は必ずしも明らかではありませんが、現在、京都大学総合博物館に249冊、当館に31冊保存されています。内容は、史料収集のため江戸から全国に派遣された彰考館員と、江戸の館員との往復書簡の案文が中心です。

一歴史館の取り組みに『大日本史』の編さんが影響していますか。

県知事であった岩上^{にろう}二郎は当館の初代館長を務めました。岩上は「光圀の真摯な態度には、大いに学ぶべきものがある」と著書で述べており、終生史料を重視する態度を貫きました。県史編さんと史料保存は「車の両輪」であって、どちらかひとつが欠けても走行できない、そのような考えから文書館設立の構想を練りました。

2024年4月からの開館50周年記念企画展「アーカイブズ展」では「歴史を紡いだ茨城の先人」をテーマに岩上二郎を取り上げ、史料保存にまつわる功績を紹介しました。



移管された公文書



整理・製本された公文書

—岩上は功績が称えられICA（国際公文書館会議）からメダルを授与されました。

公文書館法制定に貢献したことによって、岩上はICAから表彰され、1989年6月同法施行1周年を記念して、国立公文書館と全史料協が共催した講演会で、来日したジャン・ファビエICA会長から名誉メダルを授与されました。岩上は、このことを最も名誉とし、このメダルを何の賞状よりも誇りにしたと言われています。アーカイブズ展を契機に、ご遺族から「自分たちが所有するより、父が設立に尽力した歴史館が所蔵し、活用してもらう方がよい」と寄贈の申し入れをいただきました。

—岩上の他にはどのような茨城の先人がいますか。

50周年を記念した企画展では、当館が収集したアーカイブ資料を活用し、これまでに当館であまり紹介してこなかった日本地図の先駆者である長久保赤水、水戸学研究に尽くした菊池謙二郎、臨海丸渡米の功労者小野友五郎を取り上げ、歴史資料を通して彼らがどのような歴史を紡いだのかを紹介しました。

—現在の管理・保存数はどのくらいですか。

当館が管理・保存する資料数は約56万点を数えます。このうち文書館部門が管理・保存する資料は私家文書約29万点、公文書約5.8万点、その他行政刊行物など約7.5万点などです。また博物館部門が管理する資料は考古、民俗、歴史、美術工芸の4分野合わせて約1万件です。資料群のうち、御三卿一橋徳川家にかかわる近世資料4,715点が、2020年9月30日に国の重

要文化財に指定されました。これらの資料からは、同家の家格、家政、幕政への参与、内外における儀礼の実態をうかがうことができます。

—一年間の利用者数は。

2023年度は299日開館して、約4万5千人が各種展示会に来ていただきました。また文書や図書資料の利用者は年間約900人です。また同年度の歴史に関する資料の収集は約6千点を超えています。文書館機能を紹介するため「アーカイブズ展」もしくは「アーカイブズの部屋」を年1回開催しています。

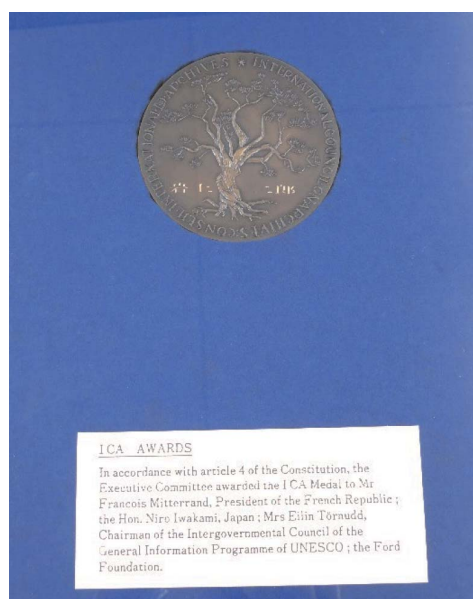
今年の梅の時期には特別展「雪村・常陸に生まれし遊歴の画僧-」（2025年2月15日から）を開催します。常陸国で生まれた水墨画家・雪村周継の作品を展示します。東国の風土や文化的土壌が雪村の画業や人格の形成に大きな影響を与えたと考えられ、広く人々を魅了する水墨画の世界をご覧いただきたいです。

—歴史資料のデジタル化について。

明治から昭和30年代までの公文書のデジタル化を今年度末の予定でシステム構築を含めて進めています。今年度は約4千点の公文書をデジタル化の対象としています。

—茨城県内の公文書館の普及状況は。

当館以外では、常陸大宮市が廃校を利用して2014年に開館しました。その他には設置されていません。県内の市町村に対



岩上二郎の受賞メダル



開館50周年記念企画展「アーカイブズ展」

して、公文書管理担当者を対象に研修会を行い、地域アーカイブズ保全の重要性を学ぶ機会をつくっています。また公文書管理の条例化も県内自治体では取り組まれていません。

—貴館の特徴を表すキャッチフレーズは。

キャッチフレーズというよりは、運営の理念として「歴史を知り、未来を描く ひらかれた歴史館」を掲げています。

インタビューを終えて

筆者が「公文書館法の父」を呼ぶ岩上二郎（1913 — 1989）のことを記さなければならない。「後世に、残すに足るものを編さんしたい」という積極的な意欲を持っていた岩上が茨城県史編さん事業を思い立ったのは、茨城県知事就任2期目の1963年だった。その当時、論議されたことは、県内地域開発による急激な進展に伴って、遺物や民俗品が滅失の危機にさらされ、郷土の持つ歴史資料を保存整理する必要があることだった。そこで明治以降の県庁文書や行政資料も対象とする「文書館の性格」も兼ね備えることも歴史館構想に込められた。もう一つ岩上がこだわったのは、華やかな展示会中心の歴史館ではなく、歴史資料の調査・研究のために資料を研究者に提供することだった。

1959年から1975年まで茨城県知事を務めた岩上は、後に茨城県立歴史館（以下歴史館）の館長に転じた。体調を崩した参議院議員の妻妙子の後を引き継ぎ、1978年から1987年まで参議院議員となった。国会において、出席した委員会などで岩上は「図書館法、博物館法、文書館法、この三つが並びあって日本が文化国家になるのだと言えるのです。けれども一番大事な文書行政が欠落している中では最低の未開発国日本と言われてもやむを得ない」と訴え続けた。そして公文書館の法制化に情熱を注いだ岩上は公文書館の専門職の配置については、「同法の問題に関わる問題であり、アーキビスト制度を確立しなければ公文書館のめざす方向を見失う」と公文書館の将来像をイメージして指摘した。

結局は条文の見直しを迫られ、わずか7条で構成された公文書館法は1987年12月9日に可決、成立した。この日を「公文書館の日」としたいのだが。第3条「責務」として「国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及

—今後の展望について。

今後の展望ですが、当館は一層の進化を図り、教育・文化施設を取り巻く環境の変化や社会的要請に応え、本県の魅力向上に寄与していきたいと考えています。

—本日はありがとうございました。

び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有する」、そして第4条「公文書館」は「歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行なうことを目的とする施設とする」と定められた。

成立した直後、当時中曽根康弘内閣で官房長官を務めた後藤田正治（1914-2005）からこう言われた。「お前の執念は怖いよ、驚いた。国家100年のために、民族共通の遺産を残す法律を作ったという誇りを持っている」と。このセリフで感極まった岩上は後藤田と旧制水戸高校で一緒だった。

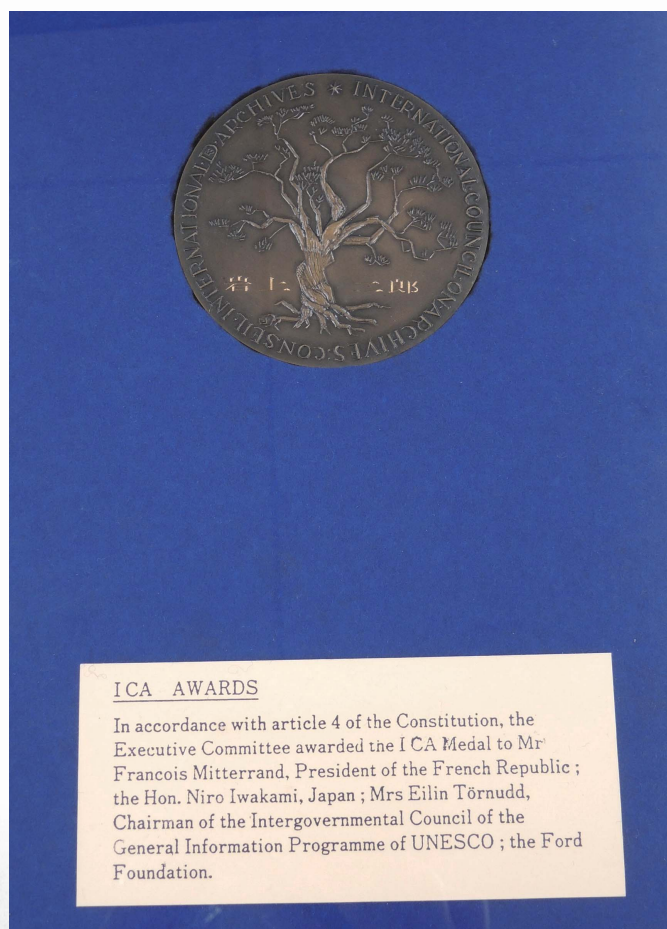
話はそれるが、450万部超えのベストセラー『バカの壁』の著者である養老孟司氏は、興味ある話をこう語っている。「日本人は記紀時代の昔からドキュメントというものをどうもフィクションのように捉えて、その価値を正當に評価しない。（中略）虫が死んでもそのままただの死骸でしょう。そこにいつ誰が捕ったカラベルを付けただけ標本に変わる。それがドキュメントの威力ですが、もはや日本にはない考えだと思います。ドキュメントという概念がないから官庁が平気で文書を改ざんするんです。それは事実を変更することで絶対やってはいけない」（『中央公論』2025年1月号）言い換えれば、真実を記録した文書力（ドキュメント力）によって所蔵品に価値を正當に評価ができることだ。アーカイブズとミュージアムを支えるにはドキュメント力が不可欠で、これらの機能によって一層魅力ある所蔵品の展示会や各種イベントなどを提供する歴史館は茨城県民にとって人気のスポットでもある。

【参考資料】

『歴史館報』（茨城県立歴史館）『公文書館への道』（岩上二郎）

茨城県立歴史館所蔵
茨城県歴史館基本構想 (請求番号 行69-1099)

		緊急文書符せん はり付け欄	
図 43.1.24 査 茨城県 教育委員会		整理係番号引至号 第 号	
起案：昭和 45年 / 月 20日		決 裁 区 分	
起 案 者		(印) 乙 丙	
社会教育課 (電話 615-616(省) 667-988)		決 裁 年 月 日	
氏名：主査 川上宏昭 (印)		発 送 年 月 日	
文書処理上 の記事		(印) 決 裁 昭 45.1.24 初 教育長	
あて名		記号 社 発 部 号 番号 社 叙 号	
発信者名		日付 昭和 年 月 日	
題 名 茨城県歴史館基本構想の決定に ついて (同)			
教育長 (印)		教育次長 (印)	
社会教育課長 (印)		課 員 (印)	
総務課長 (印)		課 員 (印)	
知事 (印)		副知事 (印)	
出納長 (印)		秘書部長 (印)	
総務部長 (印)		工務部長 (印)	
企画部長 (印)		児童部長 (印)	
体育部長 (印)		健康部長 (印)	
財政部長 (印)		大郡部長 (印)	
健康部長 (印)		労働部長 (印)	
学事文書課長 (印)		官報課長 (印)	
茨城県教育委員会			



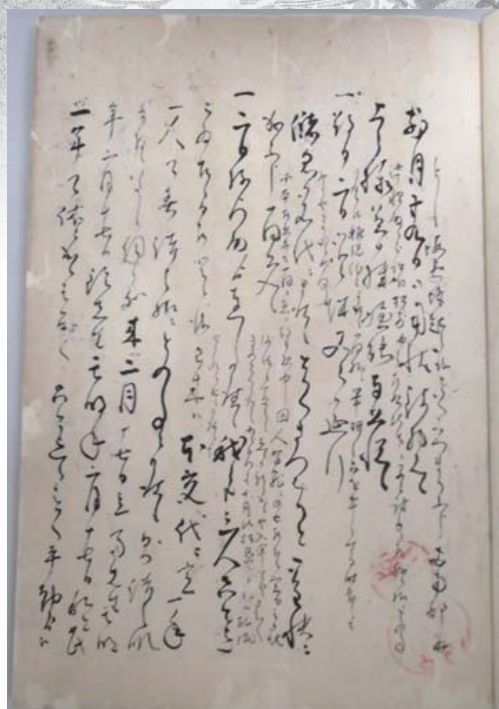
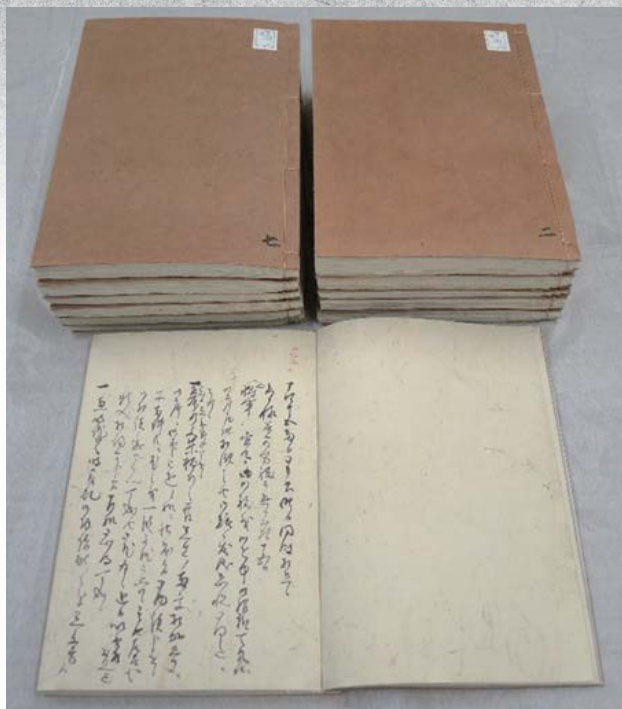
茨城県歴史館基本構想に係る行政文書

岩上二郎がICA（国際公文書館会議）から授与された名誉メダル

当館は、令和6年度に開館から50周年を迎えました。本資料は、開館前の昭和45年1月に策定された、茨城県歴史館基本構想に係る教育庁社会教育課の行政文書です。基本構想には設置目的・基本的性格・機能及び事業・職員組織及び機構などが記され、別紙として施設等配置、偕楽園千波湖周辺基本計画、建設年次計画、建設資金計画表、備品整備費が綴られています。

写真左は、基本構想の決定に係る起案で、川上宏昭（ひろあき）主査が作成し、後藤勤治（きんじ）教育長の決裁を経た後、知事部局に回付され岩上二郎（にろう）知事が最終的に決裁しました。50人以上の回議を経ており、全庁的に歩み始めたことが明らかになる当館のお宝文書です。

昭和48年4月に職員が組織されますが、館長が岩上、副館長が後藤、管理部長が川上となるのも必然の人事だったと言えるでしょう。史料保存に熱心であった岩上は史料協（全史料協）の初代会長となり、後に参議院議員として公文書館法の成立に尽力したことで知られ、平成元年(1989)にはICA（国際公文書館会議）から、写真右の名誉メダルを授与されました。



往復書案（大日本史編纂記録）

往復書案

（大日本史編纂記録）

31冊

（水戸市指定文化財）

茨城県立歴史館所蔵

本史料は『大日本史』の編纂過程において作成されたもので、「往復書案」と題する書物31冊からなります。京都大学総合博物館が所蔵する249冊（国重要文化財）の資料群が、他に確認されています。

その内容は、『大日本史』編纂に際して、史料収集のため各地に派遣された史館員（彰考館員）と江戸の館員との間の往復書簡の案文や、水戸にも史館が置かれた元禄11年(1698)以降は江戸・水戸双方の史館員の往復書簡の案文などを記録したものです。未整理のまま引き継がれて来た膨大な記録群を、彰考館で総裁をつとめた立原翠軒（たちはら・すいけん）が補修・製本・分類し、その保存・活用を図ったことが成立の由来です。

正徳5年(1715)に本紀、列伝が脱稿しますが、その後も続いた校訂作業や志・表の編纂過程を究明する上で欠かすことの出来ない記録史料といえるものです。

茨城県立歴史館



<https://rekishikan-ibk.jp/>

〒310-0034 茨城県水戸市緑町2-1-15
TEL. 029-225-4425 FAX. 029-228-4277

◆ わが館の特長

茨城県立歴史館は、本県の歴史に関する資料を収集、整理、保存、調査研究し、その結果を広く一般県民に公開するために設置されました。文書館機能と博物館機能を併せ持つこの施設には、美術工芸品などの他に、古文書やマイクロフィルムが数多く収蔵されています。

広い敷地のなかには、本館のほかに、移築された江戸時代の農家建築や明治時代の洋風校舎があります。また、茶室や講堂の利用ができます。

なお当館は、平成8年に「公開承認施設」として文化庁に認められ、大切な文化財等の保存・公開の業務を行っています。

◆ 所蔵品

紙文書関連	約42.6万点	マイクロフィルム	約6,500リール
画像データ	約11,000点		

■お宝文書投稿募集中!! 所蔵する貴重な文書・特長ある文書を貴館のご紹介と共に掲載します。ご連絡は編集部まで。

適正な公文書管理を考える —会議録のあり方を中心に—



広報委員会副委員長 認証アーキスト なが い つとむ 長井 勉

議事録不存在のIR誘致

いささか古い話題で申し訳ないが、カジノを含む総合型リゾート (Integrated Resort) を日本でも合法的に導入しようとする法案が成立したのは2016年12月だった。IR事業者がカジノ運営によって得た収入のうち30%は、国や地方自治体の収入となり、今後避けられない人口減少による税収をカバーする施策の一つにも挙げられた。この法案のメリットは、観光産業の振興、地域経済の活性化、財政の改善である。デメリットとしては、地元住民が懸念しているのは、治安の悪化、マネーロンダリング (資金洗浄) 対策、ギャンブル依存症の増加、カジノに対する決して良好ではないイメージなどの点である。(特定複合観光施設区域整備法に係る説明会 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/ir_promotion/siryou/pdf/siryou2.pdf)

横浜市がカジノを含むIR (統合型リゾート) の誘致を表明したのは2019年8月だった。その2年前の市長選で3選を果たした林文子市長は、当選前のIRの誘致については「白紙」としたが、当選から2年を経て誘致に方針を切り替えた。そして同年11月にはIR推進プロジェクトを設置し、林市長は丁寧な説明を念頭に各区で市民説明会を主催した。

「横浜IR (統合型リゾート) の方向性」(2020年8月横浜市)によれば、2019年をピークに生産年齢人口が減少し、経済活力の低下や個人市民税が減少する一方で、社会保障費は増加すると予測を説明した。対策効果として、カジノを含むIRの導入効果を指摘した。またギャンブル依存症などの対策では、世界最高水準の規制を導入し、市民誰もが楽しめる世界水準のリゾート施設を実現するとした。

一方、市民からはカジノにはギャンブル依存症や治安悪化などへの懸念もあり、誘致の是非は市側からの一方的な説明ではなく「対話」を求める声もあがった。また説明会では直接の質疑応答はなく、事前に配布された用紙に記入したものを司会者が無作為に選び、それに回答する方式に市民から不満もあったという。(『タウンニュース』2019年12月19日付)



横浜市庁舎



このようにIR誘致の話題が沸騰する中、「議事録が作成されずにIR誘致に関する協議内容が検証できない」という毎日新聞の報道 (2020年8月25日付) を見逃すことはできない。極めて大きな市民の関心をよそに、IR誘致に至るまでの会議の記録が作成されていないことが同紙の開示請求で明らかになったからだ。事実2020年6月、誘致表明に関する打合せの記録や議事録、メール等を同紙が請求したところ、開示されたのは「IRの実現に向けて」という資料など4件の文書で、記者会見で使用したものであったというから説明パンフレットのようなものであった。

この点について市職員は「個人がメモをとった会議内容をもとに現場で指示することがほとんどだった」と言い、市幹部との打合せを記録に残さないことが常態化している可能性があると同

紙は指摘した。IR推進室によると「誘致に関する検討は“極秘事項”として小人数しか関わっておらず、口頭で内容を共有できた」(毎日新聞2020年8月25日付)と説明したが、市民の関心が高く賛否の分かれる重大なテーマであれば、なおさら記録化は欠かせなく、特に白紙から誘致に切り替えた市長の本音や意思決定に至る協議の過程などを知らなかった。

一方、議事録に関して林市長は、定例記者会見で「決まりに準拠してやっている」と答え、「問題はない」とする認識を示した。今後の対応については「必要なところはきちんと議事録に残したい」と言及した。(毎日新聞2020年9月3日付)今になって気が付くことは「決まり」とは何かを確認して欲しかった。

同様な意見を紹介するならば、横浜市従業員労働組合サイトの「横浜IRの誘致に係る取組の振り返りを読み解く(上)」がある。このなかで、神奈川大学法学部の幸田雅治教授は議事録なき協議について「事業者選定のための横浜IR協議会や有識者委員会はほとんどの協議が非公開で、議事録も簡易なものしかなく、重要な方針がどういった議論を経て決定されているのか、外部から検証できない。(中略)また、事業者へのヒアリング内容などについての情報公開請求では、算出の根拠になる部分は、ほぼすべてが黒塗りで、政策決定を支える根拠が公開できないということは、政策決定自体に根拠が無いということになる」と厳しく批判していた。

このように必要な情報の開示もなく、検証不能ことが分かった以上、一方的な誘致への経済効果を説明されても市民は納得できなかっただろう。文書管理に関する規則の改定を問われた林市長は「現在の規則が足りなければ判断しないといけないうが、今のところは考えていない」との考えを示した。つまり残すべき公文書は市民のものだという認識もなく、将来にわたり検証不可能なままで良いという考えだったのかもしれない。結局、このIR誘致問題は2021年8月、横浜市長選挙を制した山中竹春市長の登場で撤回され、論争に終止符が打たれた。

求められた適切な文書事務

それから2年経過した2022年7月に「文書事務の適切な執行について」というタイトルで、総務局行政マネジメント課長名で区局等文書管理者に通知された。IR誘致の議事録不在の報道が影響しているかは不明であるが、これは区局等において文書事務の適切な執行に向けて、4項目の自己点検の取組みへのお願いである。その中にあるのが、議事録不存在を改善するよう

な内容である。そのまま転用すると、「経営会議その他の会議体による審議を経たとしても、重要な施策、事業等に係る意思決定を行うに当たっては特に意思決定のプロセスの透明性が要請されることに留意し、あらかじめ文書による決裁により実際の事業着手の前の方針を決定する必要があります。事案の内容に応じて、各区局等で文書を作成し、意思決定過程を文書により記録するようにして下さい」と通知した。

その他自己点検では、遅滞なく行政文書を作成すること、事業の実施には文書による決裁をすること、市会議員からの資料要求だけでなく、常任委員会等への資料提出は文書で決裁することである。また行政文書の作成が遅れるケースや文書決裁をせずに口頭で済ましていたケースの是正指導もあった。できれば自主取組み用のチェックリストや自己点検まで踏み込んだ指導が望ましい。また、あえて付け加えるなら、決裁や供覧の手続きを経ない組織共用文書の適正管理や意思決定と同時に公文書を作成することが困難な場合は、事後に作成することも市民に説明責任を果たすためにも入れて欲しかった項目である。

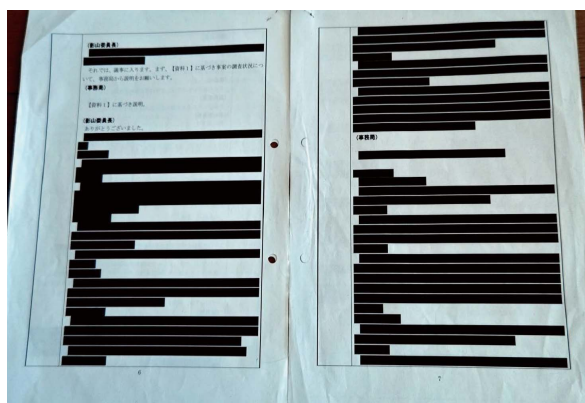
前述の「通知」を読み返してみれば、「文書主義の原則に則り、職員は文書管理者の指示に従い、法第4条^{*1}の文書作成の規定に基づき、法第1条^{*2}の目的の達成に資するため、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、または検証することができるよう処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない」と公文書管理法のガイドラインに書かれた内容であり、これに則り、横浜市は最適な文書事務を職員に求めていることがわかる。さて、前置きが長くなってしまったが、今回は横浜市教育委員会の「いじめ問題」に関して、筆者が開示請求して取得した文書から同市の公文書管理の現状と課題を記したい。

活かされなかった「いじめ防止対策」

2024年3月中旬、新聞各紙が報じた「中2いじめ自殺問題」を知った時、検証可能な公文書の存在が気になっていた。そ

※1 第4条：行政機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、次に掲げる事項その他の事項について、文書を作成しなければならない。

※2 第1条：この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により（以下略）



黒く塗られた調査報告書

の記事はこう報じている。「2020年3月にいじめを苦に尊い命を亡くした中学2年の女子生徒の遺族が「いじめ防止対策推進法に横浜市の対応が違反行為として、第三者に検証を求める申し入れである」(神奈川新聞3月28日付)事件から4年を経過した今、改めて教育委員会の対応を疑問視したからだ。調査の結果、この事案では第三者組織による調査など法に基づく対応を怠っていたことが判明し、さらに2014年度以降の児童生徒の自死40事案について総点検することになった。

「いじめ防止対策推進法」(文科省2013年9月)とは「対策に関して理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、対策に関する基本的な方針の策定について定めて、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする」としている。地方公共団体はこの理念に則り、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとしている。

事実、横浜市はそれに沿って「いじめ防止基本方針」を定め、さらに2017年10月には方針を改定した。それは東電福島第1原発事故で、横浜に避難した男子生徒へのいじめ問題を契機とする見直しだった。この問題でも調査の遅れが指摘されたからだ。

公文書の開示請求

そこで筆者は2024年5月横浜市に対して、いじめ問題専門委員会(以下専門委)の会議録、調査報告書、学校と教育委員会との対応過程の記録、各組織間の具体的な情報共有の仕組づくりの開示請求をした。当時は諸問題を抱え、多忙をきわめていた同委員会だったのか、開示決定の延長通知があり、7月22日に請求した文書類の一部を閲覧させて頂いた。知りたいことは、職員が職務上において文書主義に基づいて活動する中で、当該校や教育委員会における記録作成と管理が具体的にどのよ

うに行われていたかである。

届いた情報公開の通知によると、専門委の47回の会議録は非公開となったのは、個人情報理由に特定の個人が認識されることを恐れての処置である。事前に約千頁ほどの情報量だとは聞いていたが、横浜市庁舎に出向き、担当者2名の立合いの下、それらに目を通す作業はやりにくかった。だが、専門委が2023年12月に作成した当該校の「いじめ防止対策推進第28条第1項にかかる重大事態の調査報告書(答申)」は同事案に関するものでコピーを入手することができた。

この報告書は専門委の打合せ(2020年7月から2023年7月まで40回開催)、生徒・教職員などへの聞き取りなど再発防止を含めて約90頁に及ぶものである。この中で専門委は記録に関しては、以下のように述べている。「学校全体での経過観察については、学校いじめ防止対策委員会の会議録がなく、学校全体で経過を追っていない」、「会議録は簡易な記載で事案の経過を追えない」、「母親との面談の会議録も情報が共有されていない」、「学校全体で一元的な情報管理ができていない」、「会議が兼用され問題解決の体制ができない」などを指摘している。その結果、基本調査ではいじめと自殺の因果関係に触れていないので学校と教育委員会に不信感を抱く結果となり、いじめ問題に学校が向き合っていないことも浮き彫りになった。

これらの指摘から記録に関する改善については、1. 事実関係収集では必ず正確な記録を残し、他の教職員と共有できるファイリングといつでも閲覧できるようにする。2. 記録化及び情報共有に関するマニュアルの作成、記録化には記載事項とファイリングの方法などを具体的に示す。このような対策を挙げているが、組織的に問題解決するにはまずは研修で教職員の意思統一が欠かせなく、またこのような問題をマネジメントできる部署を設置することも必要である。

功を奏さなかった指針

実は横浜市では2017年11月に「学校いじめ防止対策委員会」における会議録の作成指針があり、そこでは「月1回以上の開催、書式の統一」の他に「情報の共有」を挙げ、確認・検証できるようにしておくことを掲げた。「いじめ防止基本方針」(2017年改定)においても、早期発見と事案対処のために、「いじめ疑いに関する情報、生徒の問題行動などに関わる情報の収集と記録」、「いじめに関わる情報を適切に記録しておく必要性」、「保護者が希望した場合、生徒・保護者の所見をまとめた文書を報

告書に添付して市長への報告」、また学校の組織づくりの中では「兼用しない会議の設置、学校長は組織的な対応方針を決定し、会議録の作成・保管、進捗管理」とし改善策を提示していた。事実、会議録などの記録が作成されていれば、重大事態の疑いなどの判断材料となり、解決に向けた調査を早い段階で実施することもできたはずだ。

再発防止策について

2024年8月、教育委は再発防止策案の概要を公表した。調査過程でわかったことだが、当該校が「いじめ」の文言を削除するように指導し、重大事態の認定に7ヶ月も遅れたことだ。これに関連して池田直樹弁護士による「2024年3月8日公表のいじめ重大事態の調査結果（V中学校）に係る学校及び教育委員会事務局での対応経過について^{※3}」の意見書を同年6月28日に公表した。

その中で池田弁護士は、「いじめ文言削除」について、「学校現場が抱える困難な状況を踏まえつつも、市教委として真摯に受け止め、法令遵守の徹底と、情報共有、意思決定過程、その前提となる組織風土等について、ガバナンス強化に取り組み、適正な教育行政を一層推進していくために改革されることを切に期待するものである」と結んでいる。大事なことは、市長と教育委員会の十分なコミュニケーションと信頼の構築であろう。

今後の対策について、教育委員会は「今後は基本調査から専門家が加わる形にして対応する」（神奈川新聞8月24日付）とし、「いじめの情報を一元的に管理できるシステムの構築やいじめ・不登校対策専門部署の体制の充実などを検討する」（朝日新聞デジタル版8月27日付）など正確な情報の迅速な共有をめざすという。その他、いじめ重大事態調査についても、他都市の事例を踏まえながら、調査結果の公表のあり方などに関して見直しを進めると各紙で報じた。

振り返ってみると、会議録がなかったことで対応が遅れたのであれば、分かりやすく、誰もが実行できる具体的な「情報の共有」の仕組みを作成すべきではなかったか。つまり文書主義を基本とした公務員の仕事は「文書」によって行われ、記憶ではなく「記録」が全てであるからだ。「一元管理するシステムの構築」などと響きの良い文言よりも、出席者の発言、意見交換、検討・結果の内容がわかる会議録の書き方、ファイリング方法など教職員の負担になり過ぎない手法が求められる。検証できる公文書の保存が何よりも大事であり、責任ある教育運営には

記録を残すことが求められる。同時に大事なことは、いじめを受けた子どもの回復の経過がわかる記録を重ねることで、子供とのつながりの機会を増やすことになると専門委は提案している。

話はそれるが、教育委運営委員会の中間報告会議（2024年4月17日）の答弁で調査報告書、会議録などの保存期間を尋ねられた担当部長は「5年保存」と答え、その他文書については「基本調査の際に収集した文書がある」と述べ、記録収集を決して疎かにはしていない。だが10年前に起きた事案の対象文書なら、すでに廃棄されているかもしれない。将来の住民や職員による利用を考えた場合、一連のいじめ問題に関する文書は、会議記録を含めて10年以上の保存文書とする必要があるだろう。

公文書管理の条例化と専門職

横浜市は改めて公文書管理法34条（保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するように努めなければならない）を再認識し、公文書管理の重要性を職員に研修する必要があると感じている。と同時に、公文書管理条例のない横浜市では公文書の作成・保存・廃棄などのルールは、市長部局で「横浜市行政文書管理規則」(①)が定められているが、教育委員会や選挙管理委員会などの執行機関に適用されず、独自に規則を制定している。教育委員会では「教育委員会行政文書管理規則」(②)、さらに市立学校を対象に「学校行政文書管理規則」(③)を定めている。

その理由は、執行機関の多元主義をとる地方自治体において、組織の権力を長や機関に集中させずに分散させることで、独立した地位・権限を確保し、政治的中立性を維持する必要があるからだ。これに相当するのは教育委員会の他、選挙管理委員会などがあり、行政委員会の設置や所掌する事務、組織のあり方等は法律で定められている^{※4}。

したがって、市長部局が定めた規程や規則を教育委員会には適用できず、統一的な公文書管理を実施するなら、情報公開条例のように条例上の実施機関が情報公開の義務を果たすのと同様に、公文書管理条例を施行する必要がある。そうならば現用から非現用文書、歴史的公文書の保存・活用までのルールから定期的な職員研修・点検まで定めることができるのではないかと。

あえて言いたいことは、職員は決められたルールで日頃から

※3 https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/ijime/20180228151232.files/0015_20240823.pdf

※4 「地方自治法第180の5」及び参考：「地方公共団体の執行機関－総務省」

信頼性ある公文書を作成しないと市民との信頼は得られない、ということだ。そして二度と起こしてはならない事案を教訓に、市長のリーダーシップの下、再発防止に必要な取組みを支える公文書の扱い、規律ある職員育成とガバナンスの強化には公文書管理の各層での研修と専門職の育成・配置は欠かせない。

相模原市の取組みを参考に

ここで問題発生後、再発防止に取り組んだ相模原市の事例を紹介したい。2017年1月から着工した相模原市の土地区画整理事業において、地中から大量の廃棄物が見つかった。さらに、土地評価の不正操作など職員の不適切な事務執行や事業の委託業者の不透明な選定過程といった問題や疑惑が第三者委員会の調査で次々と明らかになった。そしてこの事業を担当する職員の不祥事が発覚した。当時、庁内部でどういう意思決定がなされ、なぜ不適切な形で事業が進められてきたのか。調査報告書によると、事業の実施における意思決定に係る文書が作成されなかった。公文書の不存在による検証できないといった問題を解決するために必要となったのは、公文書管理の再教育と公文書監理官の設置であった。

この取組みを進めるにあたり、2021年2月相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会に諮問を行い、内容は適切であるとの答申が出され、その中で3つの付言があった。

1. 公文書監理官の独立性の確保に努めること
2. 職員による自己点検の実施にあたっては職員の負担にならないように実施方法を検討すること
3. 一定の期間実施後には検証を行い、必要に応じて制度の見直しを図ることである。

これら実現には、本村賢太郎市長の「市民の信頼を損なう重大な事案が散見され、重く受け止めている。事業の正常化に全力で取り組む」(東京新聞Web版2019年11月13日付)という決意も後を押した。再発防止策とは、第三者機関の調査を基本として、市民に理解を得られるように、問題を分析し、具体的な解決策を講じることである。相模原市では監理官による毎年職場の点検と指導、きめ細かい研修を実施して、風通しの良い職場と職員育成を継続している。

結局、疑惑の事案に対して相模原市は2022年10月元所長に約4037万円の損害賠償を求めて横浜地裁相模原支部に提訴した。検証すべき公文書が不在だけでなく、土地評価の不正にまで関わった元所長の代償はあまりにも大きかった。逆に本村市長が疑惑の事業を中断し、立ち止まって熟考して得たものは規律ある職員づくりの再構築につながったことである。

このように市政を揺るがすような事案に対して、根本的な再発防止への取組みは、その熱量次第で成果が大きく異なることも事実だ。そして自治体の首長は、こういう時こそ思い切った改革ができる絶好のチャンスだと捉えて欲しいものである。

御社の文書管理診断します！ 文書管理達成度評価・調査ご協力をお願い

「皆さんの組織の文書管理のレベルはどのくらいですか？」

各組織では、内部統制、説明責任など、社会のさまざまな要請にもとづいて文書管理を実践しています。しかし、文書管理のレベルを測る仕組みがなく、これで十分なのか、不足している点は何かを知ることが難しいのが実情だと思います。

JIIIMA文書管理委員会では、そんな疑問を解消し、各部門が正しく文書管理ができているかを診断するサービスを開始しました。貴社組織の現状を回答シートに書き込み送付いただければ、文書管理委員会が診断しお返しします。

将来的にはご提供いただいた情報を元に、日本における組織の文書管理現状をまとめ、その中で各組織がどのレベルに位置づけられるかをわかるようにしたいと考えています。

自社の文書管理に関心がある組織の方々のご利用をお待ちしています。

メリット

- 自社の強みや弱みを明確に把握することができるとともに、取り組むべき方向性も明らかになり、文書管理の改善に結びつけられます。
- 他社のレベルと比較でき、自社の文書管理推進の動機付けになります。
- 一定の時間が経過した後に再評価することにより、自社の改善の度合いを確かめることができます。

詳細は右記URLを参照ください。 https://www.jiima.or.jp/basic/doc_mng/

市民と共に新たな地域文化を創造する 酒田市文化資料館光丘文庫



酒田市文化資料館光丘文庫（酒田市総合文化センター内）



展示会ポスター



広報委員会副委員長
認証アーキビスト
なが い つとむ
長井 勉

「米どころ庄内」の酒田といえば、かつては「西の堺、東の酒田」と称され、大阪とを結ぶ物流の拠点として栄えた約9万人の商業都市である。酒田の地の利を生かした豪商の一人である本間家初代久四郎原光は1700年代にビジネスチャンスをつかみ、後に田地を買収求めて、本間家は「日本一の大地主」といわれたこともある。そして庄内藩の財政改革、災害時対策などにも協力するほどの財力を見せたのは三代目本間光丘（1733-1801）だった。

光丘の経営哲学は「金は金をうむ、徳は得をうむ」であり、光丘なくしては酒田の繁栄を語れないだろう。しかも光丘は酒田のまちづくりだけでなく、後に蔵書を通じて知的財産を提供することから、酒田の人々に文化を継承する心を育んだといえよう。ここがいわゆる「酒田アーカイブズ」の起点となったのではないだろうか。

さて、取材させていただいた酒田市文化資料館光丘文庫はJR羽越本線酒田駅から徒歩15分、酒田市総合文化センター内にあり、2024年5月18日に開館した。報道によると、当日のセレモニーで矢口明子市長が「1925年に完成した光丘文庫の系譜を受け継いだこの施設を活用することで、特に子どもたちの街への関心・プライドが高まることに期待する」と祝辞を述べていた。

今回は紆余曲折を経て誕生した複合的な機能を有するアーカイブズを小誌から紹介したい。ご多忙のなか、酒田市企画部文化政策課 池田邦臣課長補佐、総務部総務課 池田則雄係長、岩浪勝彦調査員にお話を伺った。

— まずは開館までの経緯を伺いたいのですが、一般的には「〇〇市公文書館」などと呼ばれる公文書館が多いのですが、「文庫」とつく施設名は初めて聞きました。

酒田市文化資料館光丘文庫は昨年（2024年）5月にオープンしました。市内にあった文化財を中心に展示する市立資料館、本間家が創設した光丘文庫、市の公文書管理室、市史編さん、埋蔵文化財整理の機能を集約し、所蔵資料を一括管理する複合施設です。特に、創設から100年の歴史がある光丘文庫は酒田市の文化遺産の象徴の一つであり、この文化資料館の名称に冠しました。

— この建屋はいつ完成したのですか。

1982年に酒田市立琢成小学校跡地に酒田市総合文化センターとして開館しました。同時にこの中に酒田市立中央図書館が開館しました。2022年春に、駅前にあった商業施設の跡地に酒田駅前交流拠点施設「ミライニ」がオープンし、この中に図書館



岩浪勝彦氏

池田則雄氏

池田邦臣氏

（蔵書30万冊）が移転したことに伴い、同センター内の跡地に文化資料館光丘文庫が設置されました。基本理念は「酒田の先人たちが築いてきた歴史や出来事・文化を継承しながら、市民の郷土愛を育み、新たな地域の文化を創造し、未来へつないでいく」です。

— それぞれの施設はどのような役割だったのですか。

酒田市立資料館は1978年5月に開館し、以来232回の企画展

示を開催してきました。^{きのわさく}城輪柵跡、酒田商人の繁栄、戊辰戦争、酒田大火などに関する常設展示の他、さまざまな湊町・酒田の歴史文化を紹介してきました。その機能を文化資料館光丘文庫に引き継ぐため2023年9月30日に閉館しました。資料館では閉館にあわせて、「ありがとう45年、未来へとつなぐ酒田の宝物」をテーマに展示会を開催しました。

― 酒田の大火は忘れることができません。

来年で火災から50年となります。1976年10月29日に市内の映画館から出火したと言われています。折からの台風並みの強風によって商店街22.5ヘクタール（東京ドーム5個分）が焼失しました。当時のさまざまな防災活動の記録が特定歴史公文書として保管され、市民や職員がどのような活動をしたかが分かります。

― 今回の取材を機会に光丘文庫を初めて知りました。

酒田の豪商であった本間家3代目当主の本間光丘が修学のために文庫を兼ねた寺院の建立を江戸幕府に願い出ましたが、許可が下りませんでした。その遺志を継ぐ形で、同家8代目当主の^{ほんまみつや}本間光弥（1876-1929年）によって1925年に蔵書2万点の光丘文庫が完成しました。1950年には図書館法の施行により光丘文庫の一部を借りて酒田市直立図書館となりました。1958年には建物と蔵書などを酒田市直立光丘図書館となりました。1982年に酒田市直立中央図書館が設置された際に「酒田市光丘文庫」と改称され、蔵書がここに受け継がれました。酒田の歴史と江戸時代の国文学資料など約21万点を超える文化遺産です。したがって光丘文庫は酒田市直立図書館のルーツですね。

― 資料館と光丘文庫が統合され、多機能をもつアーカイブズのメリットは。

やはりレファレンスのワンストップサービスだと思います。これまで、それぞれの施設が市内各地に点在していましたが、ここに来れば一度に相談できます。幸いにも以前図書館だったので書庫や空調設備がそのまま利用できました。

― 光丘文庫にはどのような文化財がありますか。

一例ですが、山形県指定文化財の^{りょうう}「^{まつもり}両羽博物図譜」は^{たねやす}松森 胤保（1825-1892）が羽前と羽後の動物・植物・昆虫等を精緻な彩色を施して記録した図鑑です。松森は1825年に庄内藩鶴岡に生まれ、幕末には松山藩家老、明治維新後は区長、中学校長、県会議員として活躍した人です。松森は生物学、考古学、

物理学、天文学、工学、音響学、建築、民俗学、人類学など多岐にわたる87部328冊の著書を残しています。これらは本間家から寄贈されました。今でも松森の素晴らしい絵を利用したいという相談があります。

― 地域ではどのような文化財がありますか。

地震や火災で歴史資料が焼失したケースも多いですが、その中でも、長いものでは9メートルを超える^{さいどうえま}「塞道絵幕」は、大きな布に歴史や伝説、町の様子が描かれた絵幕で小正月行事の一つとして通りに塀など飾られ、人々は見て回る行事がありました。かつては町の自治会で保存されていました。人々が大事にしている文化財です。

― 光丘文庫が核となってアーカイブズが成り立っているように感じます。歴史的公文書もここに移管されたのですか。

2020年に酒田市総務部に公文書管理部門が立ち上がりました。それまでは各課で保管され、検索用の目録すらありませんでした。また保管スペースも不足していました。2021年に総務課主導で公文書管理の条例化をめざし、目録整備や公文書の集中管理を3年間かけて行いました。特定歴史公文書の移管は、各課の評価や第三者委員会の審査を経て行います。今では約15,800点の特定歴史公文書を保存・公開しています。酒田市の公文書管理条例は、2021年3月に制定され、翌2022年4月に施行されました。

― 短期間に集中的に公文書管理の改善に取り組んだようですね。首長からの指示ですか。

当時の総務部長のリーダーシップに依るところが大きかったです。実務は、総務課主導で進めました。



「塞道絵幕」(さいどうえま)



「両羽博物図譜」

(共に酒田市文化資料館光丘文庫所蔵)

— ということは永年保存区分を廃止することによって、歴史的公文書の保存が必要になった。

この条例化により永年保存という区分はなくなり、最長30年の保存期限となりました。その他5年、10年の保存期間を設定しています。保存期間を満了した文書について選別・評価をし、永年に残すべき文書が特定歴史公文書として保存されています。

— 公文書管理条例は山形県内では他の自治体でも施行されていますか。

山形県と鶴岡市も公文書管理条例が施行されています。導入に際して、秋田県大仙市を見学するなど先進自治体を参考にしました。

— 庁内では文書管理システムを導入されていますか。

2023年から導入しました。電子決裁を実施し、図面などの紙文書はありますが、基本的には紙文書の発生はありません。電子データは、PDFなどの形式で保管されます。

— 共有ホルダーの扱いを悩ましいと感じている自治体があります。

あくまでの作業過程の置き場所で、古いデータを長く保存しないなどの取り扱いのルールを決めています。電子公文書の保存は文書管理システムが軸になります。

— 話は文庫に戻りますが、豊富な文化財は子供たちへの格好の教育になります。

市内21校の小学校では、3年生を対象に文化財の紹介などを通した社会科授業を行っています。

— どのような展示会が開催されていますか。

2025年2月から4月まで企画展として、地域の伝統芸能への理解が深まればと思い、年中行事に見る「黒森歌舞伎」を取り上げました。厳しい寒さの中で2月に行われる、酒田市黒森地区で約300年前から伝承されている歌舞伎です。コロナ禍で一時中断しましたが、今でもこの地区の人々によって活動が続けられています。

— 今後の展示企画は。

現在8月24日までは、光丘文庫100年記念展を開催しています。展示を通し、光丘文庫の歴史や設立期の資料、貴重な蔵書などをご紹介します。その後は、昭和29年の市町村合併を経て、「平成の合併」(平成17年。1市3町)から20年を経過するにあたり、旧町のことや合併調書などを展示で紹介しようと思います。

— 歴史資料のデジタル化について。

光丘文庫を中心に楽しめる絵地図など約800点をデジタル化して公開しています。市史年表をデジタル化して、関連する画像と項目をリンクしました。この事業については、公益財団法人図書館振興財団から助成を受けています。今後も進める方向で考えています。

— 現在の貴文庫の体制は。

文化財担当、公文書管理、埋蔵文化財整理などの計10名のスタッフで運営しています。お互いに補完しながら業務を進めています。例えば、自身のルーツを知りたい(ファミリーヒストリー)などといった多様な問い合わせのレファレンスへの対応が課題です。幅広い知識を持つ専門職の人材育成に取り組む必要があります。



展示室内の町村合併に関する公文書



酒田市文化資料館光丘文庫の展示室

— 公文書館未設置の自治体からの視察は。

山形県庁から来られましたが、他の自治体からの視察はありません。まだここが周知されていないからなのかもしれません。

— 最後に伺いたいのですが、貴文庫のキャッチフレーズは。

文化資料館光丘文庫の基本方針として「あつめる・まもる（収集・保管）」「調べる・考える（調査・研究）」「みせる・伝える（展

示・情報発信）」「まなぶ（教育・普及）」「つなぐ（交流）」があります。MLA (Museum、Library、Archives) 機能を整備した複合施設を生かして、多様なテーマで企画展示ができる他に、レファレンスサービスがワンストップで市民や来館者に提供できることが強みです。

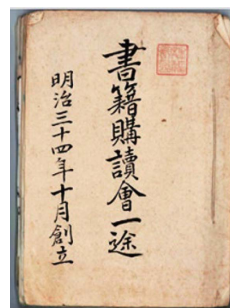
— 本日はありがとうございました。

インタビューを終えて

以下に記すことは、インタビュー内容と重複してしまうが、今回の取材を終えて見えてくるのは、酒田市が連綿とつないで来た図書館の歴史である。つまり酒田市文化資料館光丘文庫を語るには、1901年発足の会員制「酒田書籍講読會」（以下、「講読会」）から始めなければならない。当初12名の会員によって、会費で書籍を購入し、貸し出しの制度を作り上げた。その後、酒田文庫に改称され、1909年には拡張に伴い私立酒田図書館となったが、寄付と補助金頼みの運営では厳しい状況だったようだ。幸いなことに本間家8代目光弥（1876—1929）は3代目光丘を祀る神社創設の御礼に、図書館建設費、維持募金、書籍2万冊を寄贈して1923年に財団法人光丘文庫が生まれた。そして1950年には図書館法によって光丘文庫内に酒田市直立図書館が設置され、1958年光丘文庫の建屋と蔵書を酒田市に寄付した。話はさかのぼるが、その100年以上前の光丘と文庫にまつわる逸話があるので紹介しなければならない。

本間家中興の祖といわれる光丘は文庫を兼ねた寺院を設置しようとした。おそらく収集した書籍を人々に読んでもらいたかったからだろう。だが当時の江戸幕府は、寺院の管理と宗教統制を目的に「新寺建立禁止令」を施行し、認可が得られなかったという。その遺志を継いだ光弥は光丘の再来とまで言われた人であるが、酒田の文教政策にも尽力したと言われている。その光丘が果たせなかった思いを忘れずに抱いていた光弥の先祖への気遣いだけでなく、講読会の創設者の存在も忘れることはできない。ちなみに明治末期には、当時の酒田が属していた飽海郡内には書籍講読会などが29か所もあったとは驚くばかりだ。

話は変わるが、徳川時代、藩校が各地に設立された。日本初の藩校は1669年に岡山藩主池田光政が設立した岡山学校と言われている。庄内藩において、鶴岡に致道館があり、館内には書籍を所蔵する施設もあったはずだ。明治期に地域史を編さんする場合、これらの書籍を読み解くことから始まることが多い。ところが酒田には藩校がなく、また本間家の所蔵書籍があっても、人々が学ぶ機会は少なかったと想像する。書籍を提供する機関の設置においては「実に衆庶をして



『書籍講読會一途』



本間光丘肖像

（共に光丘文庫デジタルアーカイブ）

文明の期に至らしむ良法と云うべきなり」という建議があったのは1871年文部省が設置されてからだ。つまり書籍で知識を増やして、人材育成の考えが始まった。酒田の有志がこの考えに賛同して生まれたのが読書会に違いない。

改めて同文庫の歴史を辿ってみると、地域の歴史を後世に伝えようとする酒田の人々の文化を積み上げる努力の跡が窺える。前述した読書会から酒田文庫までに至る活動を綴った『書籍講読會一途』は、明治期の酒田の人々がどのように読書を楽しんだかの記録であり、図書館のルーツを探ることができる。原本を展示するのは博物館機能だが、その物語を紹介し、地域史に織り込むドキュメント力が求められるのが公文書館機能である。ここに複合的な機能の強みがある。

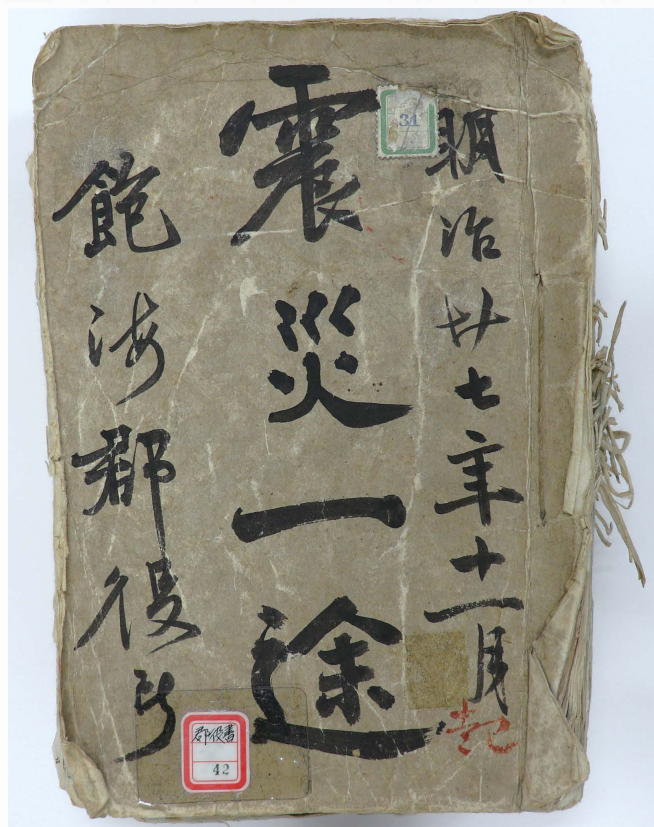
最後に記したいことは、これほどまでに図書館を大事に守り育て、地域史の核となる歴史文化財を継承し、さらに公文書管理条例をも施行している酒田市は、自治体アーカイブズのイノベーターではないだろうか。公文書館の設置義務への努力が見えない自治体は大事にしている文化的なリソースなどを軸にして、その設置の手法をシンプルに考えたらどうだろうか。

参考資料

<https://www.shonai-nippo.co.jp/square/feature/exploit/exp121.html> 「庄内日報 郷土の先人・先覚121」

『財団法人光丘文庫史』（酒田市直立光丘文庫） 酒田『書籍講読會一途』瞥見（19世紀の出版と流通研究班）

『帝国図書館』（長尾宗典 中公新書）



震災一途

酒田市文化資料館^{こうきゅう}光丘文庫所蔵震災一途^{しんさいいっと}

明治27年（1894年）10月22日午後5時37分、酒田を中心とする庄内地方を襲った激震により、山形県庄内地方全体で死者717名、負傷者852名、焼失家屋2,505棟、倒潰家屋3,124棟の被害が発生し、特に酒田町（現・酒田市）では酒田町役場を含む市街地中心部の大半を焼失したことにより、震災以前の町の公文書はほとんど残っていません。一方、飽海郡役所の建物は破損したもの、焼失区域からは外れていたことから、郡役所の公文書は現在に伝えられ、文化資料館光丘文庫に所蔵されています。

この文書の中には、導入からまもない電信を使っの県との連絡や郡内町村から届いた被害状況を伝える文書など当時の緊迫した状況を伝えるものが含まれています。この地震から約80年後に、大火によって再び市街地中心部が甚大な被害を受けた酒田市にとって、この文書は過去の災害の状況を現代に伝える史料として非常に重要なものです。

酒田市文化資料館^{こうきゅう}光丘文庫

◆ わが館の特長

当館は、市内各所にあった市立資料館・光丘文庫・公文書等管理・市史編さん・埋蔵文化財整理の機能を集約し、各分野の資料を一括管理する複合施設です。「過去にあった酒田の出来事や文化を未来に伝えること」を目的に整備され、令和6年（2024年）5月にオープンしました。館内には、常設展示と企画展示のコーナーが設けられ、湊町として栄えた酒田の文化や歴史、地域の風土を分かりやすく紹介しています。

◆ 所蔵品

紙文書関連 18,305点

<https://www.city.sakata.lg.jp/bunka/bunkazai/rekishibunkashisetsu/bunkashiryokan.html>

〒998-0034 山形県酒田市中心西町2番59号（酒田市総合文化センター内）

TEL. 0234-22-0551 FAX. 0234-22-0612

郡山市歴史情報博物館

— 過去と未来をつなぎ、郷土への誇りを育む「知の結節点」 —



広報委員会副委員長
認証アーキスト

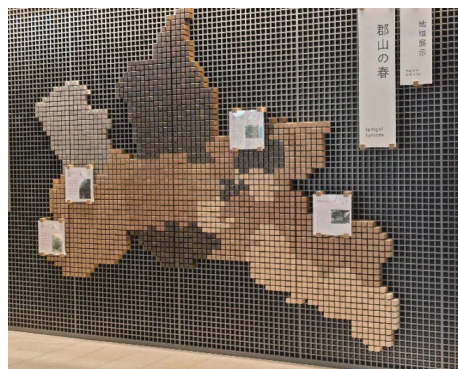
なが い つとむ
長井 勉

JR郡山駅からバスで15分程の麓山地区には、日本の歴史公園100選に選定された麓山公園、中央図書館、中央公民館、文化センター、開成館、有形文化財になっている公会堂など多くの文化施設が集積され、郡山市民が主体的な活動ができるエリアでもある。特に公会堂は郡山市制を記念して1924年に完成し、今年で101年を迎える。それを記念に、本年9月1日には今回復元される電燈の点灯式が行われる予定だという。この資金獲得には、ふるさと納税を活用したクラウドファンディングを実施したので市民の関心を一層高めることになっただろう。

足を延ばして、開成山公園に行くと安積開拓顕彰があり、以下のように刻まれている。「安積原野の開拓はこの地より創まる」と題し、「かつて奥州路の小宿駅に過ぎなかった郡山は、明治の初期、この地の富商らが結成した開成社と、士族授産を目的とした明治政府直轄の大規模開拓により、太古以来の安積原野がことごとく開拓された。(中略) われらは、この地に開拓精神発揚のシンボルとして、「開拓者の群像」を設置し、先人に感謝しその偉業をたたえ、これを後世に伝えるものである」

2025年3月15日、さらに後世に受け継がれる歴史を公開する新たな施設、郡山市歴史情報博物館がオープンした。郡山の昔と今を知ることができる施設である。特筆すべきは同館が東北地方で初めて、博物館機能と公文書館機能を併せ持つ複合施設として開館されたことだ。ご多忙の中、文化スポーツ観光部歴史情報博物館の嶋根裕一館長、橋本浩光係長、渡邊裕太主査にお話を伺った。

(取材日：2025年6月25日)



開館までの経緯

— まずは開館までの経緯をお願いします。

この近くにありました1982年開館の郡山市歴史資料館が前身です。老朽化も進み、また東日本大震災で建物や所蔵資料に被害が発生しました。併せて歴史公文書の保存と活用についても課題になっていた時期でもありました。2014年に有識者などで構成された「郡山市歴史資料保存整備検討委員会」が立ち上がり、歴史資料の適正な保存と効果的な活用の検討を開始しま

した。2015年の報告書によると、その基本理念は「市民と共に郡山市の歴史・文化遺産を保全、整備、活用し、次世代へ継承する」です。2018年には「(仮称) 郡山市公文書・歴史情報館基本構想策定業務に係る公募型プロポーザル」を実施しました。その後、施設整備の検討を進め、2018年に基本構想を、そして翌2019年には基本計画を策定しました。

— 財源の確保について。

財源の検討のなかで、国土交通省のまちづくり関係の補助事業を活用することになりました。関係機関と協議をし、国交省の



右から文化スポーツ観光部歴史情報博物館の嶋根裕一館長、橋本浩光係長、渡邊裕太主査

「都市構造再編集集中支援事業」の交付金を活用することになりました。この事業は、立地適正化計画に基づき、都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備等に対し、持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業です。

—この事業交付金には条件がありましたか。

事業のルール上、5年間で完成させることです。全体事業の中で、施設の必要性を理解し、場所の検討など市民や議会への説明もしながら、結果的にはこの場所に整備することとなりました。博物館が建っているこの場所は、隣接する中央図書館の駐車場でした。中央図書館と連携を密にすることは必要でしたので好条件でしたが、中央図書館利用者には駐車場が欠かされなかったため、この建物の北側に600台弱の立体駐車場をまずは整備することになりました。駐車場建設で約3年かかりましたので、残り2年で完了しないといけません。博物館建設などは、短いスケジュールの中で進めて開館しました。

—5年ほど前に旧歴史資料館に立ち寄ったことがあります。

1982年に郡山市中央図書館の附属施設として開館し、2001年に独立した施設になりました。来られた頃には、将来構想が描かれていました。ちなみに開館に併せて、同館の解体工事中から解体後の跡地整備まで、一連の補助事業として実施することができました。当館へは約14万点の資料類が移管され、そのうち約600点が常時展示されています。



常設展示室内 テーマ展示「ものと文化」



三春馬車鉄道の復元展示を中心に、幅広い世代で楽しめるデジタルコンテンツを用いた交通史がテーマのギャラリー

まちづくりと歴史文化施設の連携

—郡山市のまちづくり構想の中で博物館が設立されたと伺いましたが、この発想で開館したケースは少ないのでは。

麓山地区には、元々様々な文化施設が集積していました。博物館の西側には中央公民館があり、その隣にはシンボリックな建物として公会堂があります。また、東側には中央図書館があり、その先には文化センターがあります。このようなエリアにまちづくり計画を面的に重ねてプランを作り上げました。

—郡山駅から歩いても行けますね。

駅から約2km、ちょっと頑張れば徒歩圏内です。中心市街地からも近いということもあって、街づくりの一環としても観光客とインバウンド需要も今後見込めると予測しています。そういうこともあって、当館担当は文化スポーツ部でしたが、2025年4月から観光部門も加わり、一体的な取組みをする方向

で進めていくこととなりました。この考えは国交省の助成事業の中にも盛り込んでいます。これからは観光協会と連携しながら集客に努めることになりますね。

― 集客に苦労している他の自治体の公文書館もあると聞きます。

まちづくりの一環として設置した公文書館機能をもつ博物館ですが、総合的なプランを作っても、まずは来館していただくことが大事です。例えば、公会堂を見て記念写真を撮り、公園を散策し、休憩にこの博物館にフラッと立ち寄っていただけると嬉しいです。

― 開成館も近くにあります。

開成館は、1874年に郡役所の前身として建築され、安積開拓の中心となる「福島県開拓掛」が置かれた建物で、擬洋風建築です。ここから開成館へ行く途中には、郡山ゆかりの作家の業績を顕彰し、文学を通じた地域文化の拠点でもある「こおりやま文学の森資料館」があります。高山樗牛、宮本百合子、久米正雄などが郡山ゆかりの作家です。

― 郡山の歴史観光のスポットが集まり、各地を回ってスタンプラリーができそうです。

すでにいくつかの団体に来館いただいています。また、先日はJRの企画で駅前から自転車で開成山公園や文化施設を巡り、当館を訪れるツアーも実施されました。学校関係でも60団体ほど来館頂きました。それ以外にも、すでに100件近くの団体予約をいただいています。また、この夏には博物館、美術館、科学館、中央図書館と合同で「郡山知っトク!夏のMLAクイズラリー」を実施します。

公文書館機能について

― 公文書、博物館、市民交流というこの3つの機能を入れて開館しましたが、旧歴史資料館では公文書の扱いは。

その当時はありません。当館の建設を契機に、郡山市では公文書管理条例を2024年4月1日に施行しました。これまでは現用文書として保存し、情報公開制度での対応のみでしたが、博物館に歴史公文書を移管し、永久保存し、公開するという新たな公文書管理の考え方を導入しました。

― 当時、首長からの意見は。

当時の品川^{しながわ まさと}万里（2013-2025在職）市長は「公文書館というのは町の歴史を物語る施設であるので、世界中どこに行っても公文書館を訪ねると、その町のことが分かる。郡山市にも必要だろう」と話していました。品川市長は公文書館の必要性を考えていましたので、公文書館整備のプロジェクトチームを発足させました。

― 館の名称を博物館にしたというのは。

開館まで2年前の頃ですが、一般的に知られている「博物館」にした方が利用していただけるのではないかという意見が多かったですね。元々は「(仮称) 歴史情報・公文書館整備事業」という名称で始まった事業でした。最終的に「公文書館」の部分を「博物館」に変えました。コンセプトは変えずに複合的な機能を持たすことが必要だと感じました。結局、多くの議論がありましたが「博物館」になりました。

― 他の公文書館を参考にしましたか。

三重県総合博物館に視察に行きました。博物館機能と公文書館機能を兼ね備える複合施設ですので、大変参考になりました。

― 郡山と言えば、日本三大疏水事業の一つ、安積疏水が歴史的な事業です。これに関する公文書類の保存は。

この事業は国と県の事業になりますので、基本として国と県の公文書になっています。郡山市としては、旧町庁関係や開拓するために地元の有力者で1874年に会社組織された土地改良事業の「開成社」があります。開成社は今でも存続しており、150年を超える歴史があります。その中で個人所有の歴史資料は当館で所蔵されています。

― 収集した資料から歴史的に価値ある企業史が編さんできます。

その子孫の方々が市内の有力企業で活躍されています。個人所有文書が多く、これまでも郡山市史編さんで使わせて頂き、また今回博物館設置にあたり、歴史資料をここに移動しました。元来、開成社の発起人たちは江戸時代に宿場を経営していたので、実際には200年、300年と連綿と続く歴史を持っています。余談ですが、「開成」は易経に出てくる「開物成務」から名付けられ、「万物を開発してあらゆる事業を完成させること」という意味です。そこから会社名や地名になりました。



常設展示室（原始）



常設展示室（古代）



常設展示室（中世）



常設展示室（近世）

―施設の話になりますが、ご紹介ください。

この建物は2階建て構造になっていて、1階部分は展示室になっています。地下に収蔵庫が2つ、その他特別収蔵庫と一時保管庫があります。公文書は古文書と同じ収蔵庫1で保存する計画です。文化庁の勧めで二夏を経過するまで環境を落ち着かせてから資料を入れた方がいいので、今年の夏過ぎから資料を整理しながら順次収蔵する計画にしています。現在、図書館や廃校舎などを利用して仮保管しています。博物館では、郡山市の生活の変遷を示す生活文化全般に関する資料や民俗関係を所蔵・公開しています。常設の「テーマ展示室」では、「ものと文化」「みちとまち」をテーマに郡山の歴史を原始・古代・中世・近世・近現代にわけ、通史として展示しています。

地域の歴史と人々

―ところで、郡山で一番有名な方はどなたですか。

江戸時代で活躍した人ということであれば、あさかこんさい安積良斉（1791-

1861）でしょうか。昌平坂学問所で指導し、ペリー来航時の米国国書の翻訳をしました。安積国造神社の境内には生誕地の碑があります。作家の久米正男、宮本百合子なども郡山の出身です。俳優の西田敏行もここの出身で、1周忌の頃に記念イベントを博物館も含め複数施設で開催の予定です。

公文書管理の条例化と仕組み

―昨年、公文書管理条例が施行され、非現用文書がここに移管される仕組みができました。

福島県内で初めてこの条例を公布しました。条例の施行により、保存期間満了文書の取扱方法が変わります。これまで何年にも亘ってルール作りなど検討してきました。それを元に公文書管理の条例化も進めました。これからは公文書への理解とルール、歴史的に価値ある公文書の選別や移管について職員研修で説明していきます。

— 公文書管理条例によって永年保存期間の文書はなくなりました。

条例を施行するに当たり、文書の保存期間を変更し、1年、3年、5年、10年、30年期間の保存としました。また公文書管理委員会が設置され、移管・廃棄等の判断などを調整する仕組みになっています。すでに文書管理システムも導入され、今後は電子公文書の移管などが課題になり、担当部門と協議をしています。

— 公文書管理条例の条文を見させていただきましたが、ここまで詳しく書いてある自治体は他にはないと感じました。たとえば、第一条の目的に「歴史的事実の記録である公文書」という文言を掲げています。

すでに先行している自治体を参考にしながら、公文書の管理に係る懇談会で国立公文書館の方など有識者の方からご意見を頂戴して条例を作りました。公文書は、市民共有の知的資源であり、公文書の適切な保存及び利用は、行政の適正かつ効率的な運営に役立つだけでなく、現在及び将来の市民に対する説明責任を果たし、本市の歴史、文化の研究等の振興並びに市民のアイデンティティ形成にも寄与するものと考えています。

— 話は前後しますが、開館当時の様子を。

3月15日開館セレモニーを行いました。来賓関係者を含めて約60名の参加でした。公文書館機能を持つ東北初の博物館としてマスコミにも大きくとりあげられました。開館に向けて、定期的なプレスリリースやコラムを書いて開館機運を盛り上げました。幸いにも近くにTV局があり、毎日当館前で天気予報の中継をしてくれました。

開館後の展開と今後の展望

— 今後の企画は。

博物館サイトを随時更新して、イベント情報や企画展の情報発信する他に、週末を中心に多くのイベントをやっているので、参加者も内容によって増えています。またワークショップや講座・展示を企画しています。博物館と直接関係ない地元の企業や大学の研究機関とも連携して、幅広く活動していきます。県内外の大学や他の都市からも見学に来ています。これからも増えそうです。

— デジタルアーカイブズへの取り組みは。

開館が優先で来ましたので、今後の課題です。徐々に効率的な作業を検討しながら構築していきたいです。所蔵品などのデータベースも今進めているところです。古文書は40冊以上の目録を発行しており、約6万点分が収録されています。

— おそらく古文書含めて歴史的な一級品が多いです。

近世時代の分家である守山藩の「御用留帳」などの歴史資料が約150年分残っております。それらを含めて目録化だけは進めました。それをデジタル化して公開したことで、検索は比較的可能になりました。その他、歴史文書など約6万件は閲覧可能に、民俗資料2500点が写真も含めて公開できました。廃校になった小学校に考古資料があり、今後整理しながら公開していきます。

— 開館に伴って個人寄贈や寄託の問い合わせも多いのでは。

そのような依頼には待って頂いています。博物館協議会も近々に立ち上がる予定で、意見も聞きながら収集のガイドラインを決めていきます。

— これからの課題は。

財源確保が課題です。アーカイブも含めて資料整理などの作業で費用がかかります。文化庁から意見を聞きながら進めたいです。公文書管理では、国立公文書館のアーカイブス研修に積極的に参加し、今後は専門職（認証アーキビスト）育成も検討していきます。



オープンスペースは、ギャラリートークや講演会、伝統芸能の公演などに利用されている

—最後に伺いたいことですが、キャッチフレーズに「結節点」を使っていますが。

郡山市は東西南北に東北新幹線、東北・磐越自動車道がクロスする交通網の拠点であり、学術・研究機関など「知」が集結しています。「知の結節点」とは人、モノ、情報、知が集まる

クロスポイントのことです。この言葉は、以前から郡山市を象徴して使われています。また、この博物館が様々な関係施設と連携をしながらの取組みをも表しています。

—本日はありがとうございました。

インタビューを終えて

インタビューから2日後に朗報を知った。それは郡山市歴史情報博物館が福島県教育委員会から登録博物館に認定され、東北地方では初の公文書館機能を有する登録博物館になったことだ。その結果、公的な信用度のアップとロゴ作成のPRの他に、法制度や予算上の措置に大きなメリットがあるだけでなく、当館の魅力をさらに市民に伝え、誇りに思う取り組みが一層求められることになる。ハード面の支援は国交省、ソフト面の支援は文化庁となり、今後は市民との協創による博物館づくりが始まる。

以前から子供への図書館活動が活発な都市である郡山、市民の読書活動が東北一となったこともある。郡山に尽くした偉人の功績は記念碑だけでなく、読書活動を通じて市民が多くの歴史情報を知る機会にもなっていただろう。そして話はそれだが、安積疏水の測量と設計を担当した外国人技術者であるオランダ人ファン・ドールンのことである。彼の墓碑を母国アムステルダムに、没後70年以上を経た1979年に建立されたという。偉業を果たした人を忘れずに、後世に伝える郡山市民の心情を表している出来事である。

話を戻し、さかのぼること2019年ICOM京都大会では「文化をつなぐミュージアム」として博物館を捉え、文化観光、まちづくり、社会包摂など社会的・地域的課題と向き合うための場として位置づけられ、また2022年に70年ぶりに「博物館法」が改正され、資料のデジタルアーカイブ化という新たな業務が追加された。さらに博物館が地域の活力向上に関係機関と連携することなどが文化庁から発信されてきた。つまりこれからは地域に貢献し、ICT活用の博物館構想を考える時代になってきたと言えるだろう。

事実、2025年3月に公表された郡山市歴史情報博物館の基本的運営方針のなかで、「博物館資料及び特定歴史公文書等の活用をととして、豊かな地域史像を描き出し、さらには、地域に遺された貴重な文化財等も含めた「歴史・文化遺産」の保全、整備活用を進め、魅力や価値を国内外に発信するとともに、次世代への継承を図る拠点施設となることを目指しています。(以下略)」と将来の進むべき博物館の理念

を述べている。これからは、シビックプライドをめざすなら市民も参加できる協議会などを立ち上げることも必要だ。数年前、筆者は「地方創生に欠かせない公文書館の設置」を繰り返し訴求したが、賑わいのあるまちづくりには、MLAとそれを取り巻く歴史文化財などの活用が欠かせないことを改めて感じさせられた。機会があれば再訪したい郡山である。

最後に記したいことは、開館を優先したのでやむを得ないが、公文書館機能のPRも必要だ。まずは公文書の定義や、作成から廃棄・歴史公文書としての移管までの流れを説明するコーナーと市制度の始まりに関する公文書の展示を館内にお願いしたい。別の言い方をすれば、デジタル力とドキュメント力によるアーカイブが混在するミュージアム、それが新しいコンセプトを有する郡山市歴史情報博物館ではないだろうか。依然として設置への普及率が上がらない自治体の公文書館、機能を重視した手法で、博物館利用による歴史公文書の保存と公開に取り組んだ事例を学んで欲しい。

余談であるが、教育アーカイブについて、東京都内にある開校150年のS小学校史を調べていると、卒業生に宮本百合子(1899-1951)がいた。郡山に縁があったのは、宮本の父方の祖父が安積開拓に尽力した中条政恒だという。宮本は17歳のデビュー作『貧しき人々の群』のなかで、「私共の先代は、このK村の開拓者であった。(中略)同じ福島県に属している村落の中でも貧しい部に入っている。(中略)1年中東京にいた私は、夏になるとK村の祖母の家に行くのを習慣にしていた」とリアルなタッチで、時折訪れる村の暮らしなどを描いていた。また久米正雄(1891-1952)が安積に移転したのも、母方の祖父が立岩一郎で中条と共に同地の開拓指導者だったからだ。昭和の時代を代表する作家が、思いがけず郡山に縁があることも興味深く、『こおりやま文学の森資料館』では、二人の作家に出会える。(筆者注：K村とは桑野村、現在郡山市桑野)

〈参考：『郡山の歴史』〉

(敬称略)

郡山市歴史情報博物館所蔵

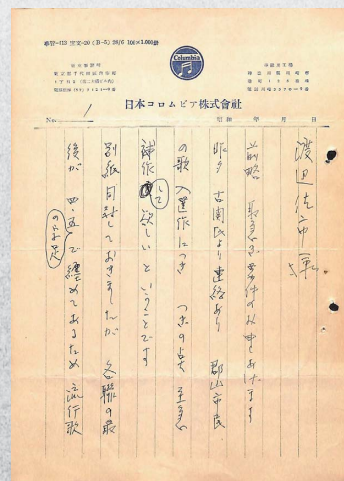
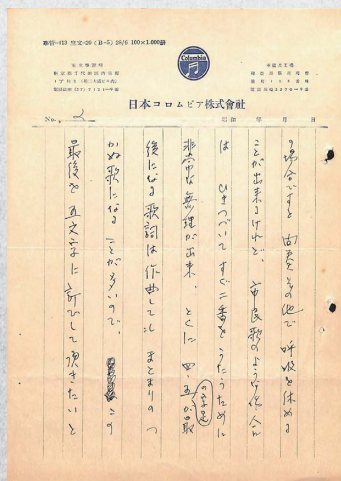
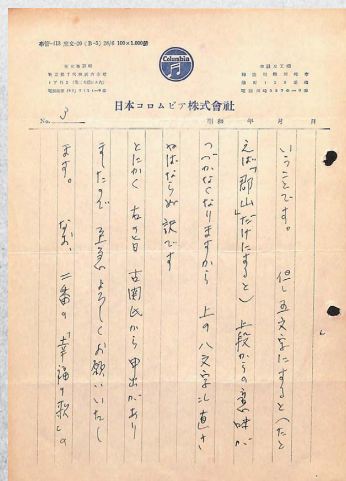
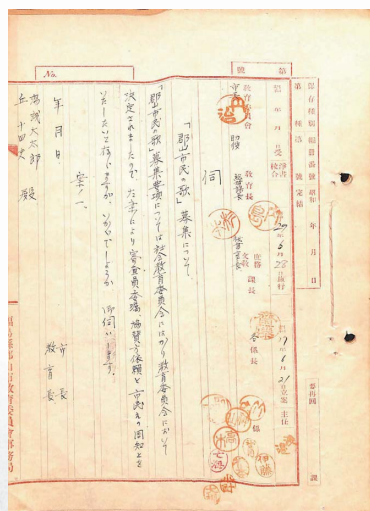
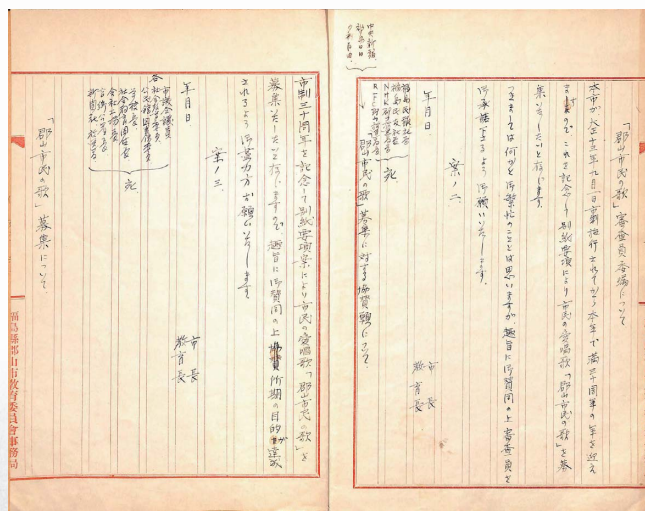
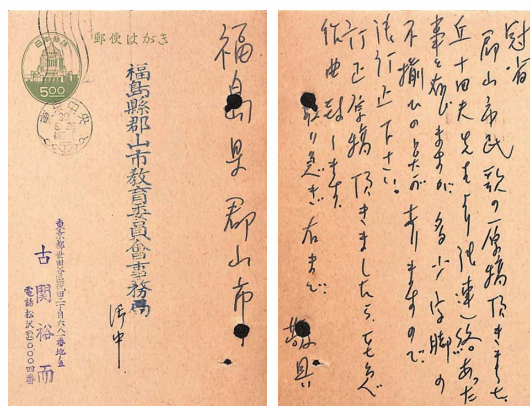
郡山市民の歌綴

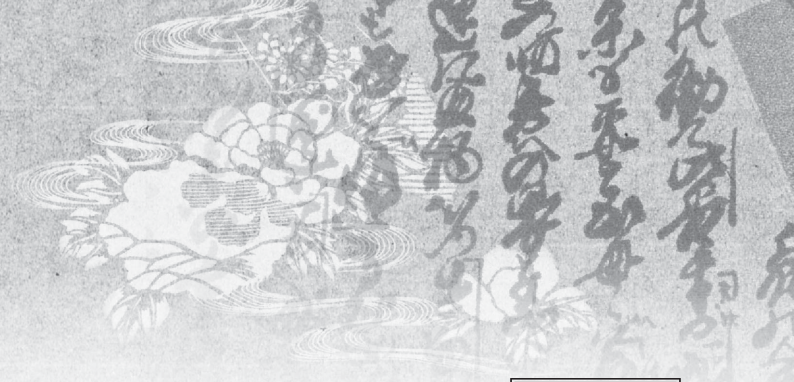
郡山市民の歌は、市制30周年を記念し、昭和29年に制定されました。歌詞は一般公募により募集し、多くの作品の中から内海久二氏の作品が選ばれ、作曲は福島市出身の作曲家古関裕而氏に依頼して作られました。

郡山市民の歌の歌詞には75通の応募があり、この綴りを閲覧すると、惜しくも入選に選ばれなかった応募作品全ての歌詞を見ることができます。

また、審査委員には当時の市長、教育長のほか、郡山市出身の作詞家丘十四夫氏が参加していました。作曲家の古関氏の要望により、入選となった内海氏の歌詞が丘氏の手によって加筆修正され、現在の歌詞になっている経過が記録されています。

郡山市民にとっては身近な歌であり、歌を知らない方であっても、作曲家の古関裕而氏の作曲過程を窺い知れる公文書ですので、ご興味のある方はぜひ閲覧してください。

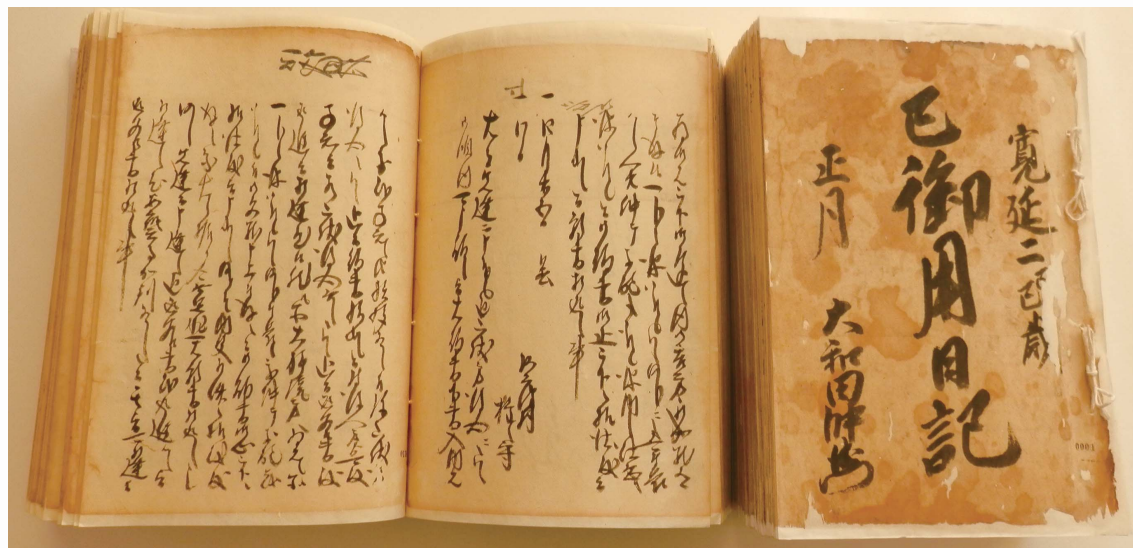




「守山藩御用留帳」は、元禄13年（1700年）に水戸藩の支藩として成立した守山藩に関する藩政資料です。守山藩は城がなく、藩主は江戸に常駐して政務を行い、守山には陣屋が置かれました。御用留帳は陣屋の日誌で、元禄16年（1703年）から慶応3年（1867年）までの143冊が現存しています。領民からの届出など日々の業務のほか、事件や事故、天候、地震といった災害など、さまざまな出来事が記録されており、江戸時代中期から幕末にかけての農村の様子を窺い知ることができる貴重な資料です。例えば、享保20年（1735年）の記事を見ると、閏3月から10月までの7か月間で、計146名の領民が湯治に行くことを願い出ており、近場の温泉のほか、那須温泉（現在の栃木県）にも20名以上が出かけたことがわかります。当館が所蔵する141冊はデータベース「郡山コレクション」から全ての画像を見ることができますので、どうぞご利用ください。

守山藩御用留帳（福島県指定重要文化財）

郡山市歴史情報博物館所蔵



郡山コレクション

<https://koriyama-historymuseum.jp/search.html>



郡山市歴史情報博物館



◆ わが館の特長

郡山市歴史情報博物館は、歴史、考古、民俗等に関する資料の収集・展示、調査研究・情報提供を行う博物館機能に加え、歴史資料として重要な公文書等を収集・保存し効率的な利用を図るための公文書館機能を有し、豊かな地域史像を発信するための拠点施設として整備されました。

館内では、デジタルアーカイブやインタラクティブ展示を活用し、誰でも直感的に楽しみながら郡山の歴史を学べる工夫が満載です。ぜひお立ち寄りください。

◆ 所蔵品

紙文書関連	60,000点	画像データ	3,200点
-------	---------	-------	--------

<http://www.city.koriyama.lg.jp/site/historymuseum/index-2.html>

〒963-8876 福島県郡山市麓山一丁目5-30 TEL. 024-923-8921 FAX. 024-923-8922

■お宝文書投稿募集中!! 所蔵する貴重な文書・特長ある文書を貴館のご紹介と共に掲載します。ご連絡は編集部まで。

横浜開港資料館

—アーカイブズを観光拠点に変えた「近代横浜の記憶装置」—



広報委員会副委員長
認証アーキビスト

なが い つとむ
長井 勉



ハイネ作「ペリー横浜上陸図」。
右側には「玉楠の木」が描かれている



展示室に飾られている19世紀
中頃の世界情勢を示す巨大な
地球儀。他にも貴重なものが
多く展示されている

みなと横浜には山手、中華街などの歴史的なスポットと現代的で魅力ある観光スポットがあり、2024年度の横浜への観光者数は約1,200万人、前年に比べ約30%増となった。横浜開港資料館は観光エリアの一角に位置し、幕末から昭和初年までの横浜の歴史をさまざまな媒体を工夫し、発信している。

同館は地下鉄みなとみらい線「日本大通り」駅から横浜大さん橋へ向かう途中の交差点に隣接する「開港広場」にあり、1981年に旧英国領事館の建物から変身した。隣には横浜海岸教会があり、連なる横浜らしい歴史建物に見てアーカイブズの施設とは感じられない。海側に目をやると、通りに沿う山下公園とホテルなどが立ち並ぶ。この辺りは、かつて外国人居留地だった。

さらに歴史を辿れば、同館は黒船が来航し、マシュー・ペリー提督が上陸して日米和親条約を締結した場所にあり、中庭の「玉楠の木」は当時の出来事を見ていたことになる。言い換えれば、日本の近代化はここから始まったと言えるだろう。ちなみに筆者の勧める観光コースは、まずはここを起点にして横浜開港後の歴史を知り、中華街から元町商店街を散策、そして山手の西洋館巡りで、横浜の歴史が楽しめそうだ。今回はご多忙の中、神谷大介調査研究員と加藤七海広報担当のお二人に取材をさせて頂いた。

(取材日：2025年8月22日)



資料館中庭にある「玉楠の木」
は、横浜の歴史の生き証人ともいえる

—まずは開館までの経緯をお願いします。

ご存じのように、1858年に日米修好通商条約が結ばれた後に1859年7月1日(安政6年6月2日)、横浜が開港しました。横浜開港資料館(以下、「資料館」という)は開港100年を記念して、発刊された『横浜市史』の収集資料を土台に1981年6月2日「横浜開港資料館条例」によって開館しました。開港の歴史を紐解くと、1854年にペリーが当時の横浜村に上陸し、幕府の役人と交渉したこの場所で日米和親条約が結ばれました。後ほどご

案内しますが、当館中庭にある「玉楠の木」の前身がペリーに随行していた画家ウィリアム・ハイネの石版画に描き込まれています。この木は日米和親条約締結の地に残るタブノキとして市の史跡に登録されています。つまり開港の歴史と関わりの深い場所に当館が開館し、今年で44年目を迎えました。開館当初は財団法人横浜開港資料普及協会が管理・運営していましたが、1998年に財団法人横浜市ふるさと歴史財団(2011年より公益財団法人)と統合され、2006年度からは同財団が指定管理者として管理・運営にあたっています。

—資料館は横浜にふさわしい歴史的な建物ですね。その前身は。

当館は新館と旧館とに分かれています。旧館は1931年に建てられた英国総領事館でした。新館には現在、常設展示室と企画展示室、地下1階には閲覧室があります。また収蔵資料も新館で保管しています。収蔵資料の大部分は横浜市史編さん事業の中で収集した資料です。

—当時、跡地の利用について議論はありましたか。

1972年に英国総領事館は閉鎖され、横浜市に払い下げられました。どう活用するか議論があり、当時の飛鳥田一雄市長は日米和親条約締結の地である同館の場所に、横浜開港を記念するための施設がふさわしいという市民からの手紙を受けて、最終的に開港資料館を設置することを決めました。

—ここを資料館にしようというのは素晴らしい発想ですね。それまでは歴史資料はどのように収集・保存されていたか。

当館の開設に関して、その前提として横浜市史の編さん事業が大きく関わっています。1954年から横浜開港100周年事業として始まった『横浜市史』編さん事業（第2次）が終了し、刊行を迎えたことです。この過程で収集された歴史資料をどのように保存活用するか問題になりました。実は1920年に市史編纂係を設けて、資料の収集を始めましたが（第1次）、関東大震災で焼失しました。その後、再度収集活動を行い、1931年から1933年にかけて『横浜市史稿』を刊行しました。結果的には、関東大震災以降1981年までに蓄積された資料が開港資料館に引き継がれ、収蔵資料の基盤となりました。

—引き継がれた資料の保存の他に新たな取組みは。

開館3年ほど前から開港資料館設立研究委員会が設立の基本的な方向を定めました。それは、江戸時代から大正期までの横浜に関する資料を収集・保存・公開することです。対象地域も横浜に限定せずに海外からも収集することになりました。

—こうした収集活動の結果、現在の貴館の収蔵資料は。

江戸時代から大正・昭和初期に至る横浜関係資料約27万点です。内訳は横浜市・神奈川県議事速記録、広報や統計書、各国との外交文書や横浜居留地などの海外資料、横浜市内の旧家の文書、横浜商人関係の文書、横浜や諸外国で発行され

た新聞・雑誌、写真・絵葉書などの画像資料、個人コレクションなどです。

—市史編さん終了と開館のタイミングがよかった。

そうですね。市史編さん事業が最終段階を迎えた時期に、英国総領事館として使われていた建物が横浜市に払い下げられましたので。

—その後の市史編さん事業はどうなりましたか。

第3次の市史編さん事業は1985年から2004年まで行われ、対象は関東大震災以降の資料です。ここで収集された資料は横浜市中央図書館内にある市史資料室で保存・公開されています。この資料室は2025年度中に移転が予定されています。

—開館当時、館の名称やコンセプトについて議論はありましたか。

将来的にどのように活用するか議論があり、「横浜開港資料館」の名称についての議論もあったようです。広く市民の皆さんに収集した資料を公開活用していくための施設づくりが課題として議論され、展示・公開するだけではなく、実際に展示される資料を市民の方々に触って閲覧できることも考えていました。

—閲覧室もあり文書館としての機能もあります。

閲覧にもこだわった形で施設を運営していく考えから、博物館（ミュージアム）ではなくて資料館（アーカイブズ）という名称にして開館するに至りました。閲覧室は文書館としての機能ですが、とはいえ図書・雑誌なども閲覧室で公開しているので、そういう意味では図書館機能もあります。開設当時は文書館機能（アーカイブ機能）を重視した運営がされましたが、近年では展示業務も充実させています。したがって、博物館、図書館、文書館それぞれの機能を融合し、多くの方々に横浜の歴史の魅力を伝えていくことが開館以来のコンセプトになるかと思います。

—貴館の運営組織は。

当館の運営は横浜市から指定管理を受けている公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団です。震災以降の横浜の都市形成に関わる資料も保存・公開している横浜都市発展記念館をはじめ、横浜ユーラシア文化館、横浜市歴史博物館、横浜市三殿台考古館なども同じ財団が指定管理者として運営しています。したがって一体感を生み出すために収蔵品を出展し合うなど連

携をしています。当財団の中に新たに文化観光拠点計画推進課を創設し、旧館の改修や収蔵資料のデジタル化にも取り組んでいます。

—来館者の特徴は。

当館は大さん橋が近くにあり、観光客も来られます。初めての来館者が多いですが、最近はインバウンドの効果で外国人観光客も多くなりました。また、他県から学生が社会科見学で来ることも多いですね。

—一年間の来館者は？

展示会で約40,000名、閲覧室は予約制ですが、約1,000名が来られています。

—閲覧の場合、どのような資料を。

遠くからの来館者が閲覧しているのは、英国の外交文書が多いようです。英国公文書館で収蔵している外交文書の複製がここにあります。こちらから派遣して現地でマイクロ撮影を行いました。また居留地の経営に関する資料も閲覧が多いです。つまり当館の前身が旧英国総領事館だったこと、またペリーが来訪した地であることなどの理由で海外の外交文書の調査は開館以来かなり力を入れて取り組んできた結果です。

—その他にはどのような資料がありますか。

横浜市内の旧家に残された江戸時代から明治、大正、昭和期を含めて残された古文書類です。そのような古文書を確認しに来られる方も多くいますね。なかでも、軍艦奉行を務めた木村芥舟(1830-1901)は幕末の頃、勝海舟と共に咸臨丸で太平洋を横断した人物です。この木村家の資料を収蔵しています。書簡や掛け軸、また写真アルバムがあり、幕末の文化を知ることができる貴重な資料です。

—展示会についてご紹介ください。

今年は3回開催します。特別公開として9月13日から12月21日まで「横浜の外国商社と舶来時計」を開催します。「小川雄一コレクション」が当館に寄贈され、舶来の懐中時計163点などを中心に、近代化をめざす明治期の日本に与えた影響を紹介します。もう少し詳しく話しますと、江戸時代から幕末にかけて大きな文化的な変化というのはいくつかありますが、その中に時間の概念の変化というもの非常に大きいです。人々の意識の変化を



特別公開「小川雄一コレクション初公開 横浜の外国商社と舶来時計」の展示会は、12月21日(日)まで行われる

懐中時計の普及から読み取れる展示です。時計にはメーカーごととロゴマークが付いていますので、ロゴマークのデザインを見るのも面白いと思います。

—全体的に施設のスペースに問題はありますか。

開館以来、収蔵資料は増加の一途をたどっています。収蔵スペースの確保は近年の重要な課題の一つです。新館の3階に大小の収蔵庫が1室ずつあり、貴重書庫も2室備えています。そこには主に絵画資料や写真アルバム、コレクション類などを収めています。また近隣の施設を借りて、保管スペースを確保しています。

—閲覧室も含めて明るく広いスペースが欲しいですね。

閲覧室のリニューアルは現実的には難しい状態ですが、他施設の事例を参考にしながら、より良い環境づくりに努めていく必要があるなど感じています。

—寄贈に関する問い合わせも多いですか。

個人の方から問い合わせが来ますが、その内容によっては担当部門が違う場合もあり、必要に応じて他館の担当者とお互いに情報を共有して判断しています。

—デジタルアーカイブ化の現状について。

デジタル化の対象は文書だけではなくて、浮世絵、写真、絵葉書、図書・雑誌・地図、絵画類です。その他商品のラベルなどもあります。デジタル化して公開しているのは約1万点です。

—デジタル化に向けて助成金などを利用していますか。

当館を中心として山下公園、元町中華街などのエリア一帯を文化観光拠点とする「横浜開港資料館における文化観光拠点計画」が2021年に文化庁に認定され、補助金を頂いて収蔵資料のデジタル化を進めました。デジタルアーカイブによって地域の活性化につなげていくという取り組みです。また博物館法が改正され、DX化をいかに進めるかが課題になっていました。コロナ禍で状況も変わり、当館の課題とマッチしてデジタルアーカイブの公開が実現したと言えます。補助金がなくなっても通常の財源の中でいかに継続的に運用していくことができるのか今後の課題になってきます。

—デジタル化の狙いに教育材料への提供が挙げられます。

重要な柱だと思いますが、まずは当館をこれまでに利用されてきた方々の利便性が向上していくようなところを基盤として、将来的に小・中学校・高校・大学も含めて教育に活用していきたいです。今後一層のPRが必要になっていくと思います。学校見学で来館することが多く、事前学習や振り返りの中で、デジタルアーカイブを活用して歴史の魅力をより深いものにしていただければ良いですね。

—館内でのカルチャー教室は開催されていますか。

コロナ禍の時には少人数の連続講座を行い、後日オンラインで配信、日頃の研究成果の共有や収蔵資料を紹介しましたが、現在は実施していません。企画展の開催に伴って関連講座を設けることをしています。

—デジタルアーカイブの検索頻度が多いのは何ですか。

具体的にこれということとは言えませんが、やはり写真です。デジタルアーカイブのトップページを開くと、ワンクリックで種別



今回、取材対応をいただいた
神谷大介調査研究員(右)と加藤七海広報担当(左)

ごとに資料の表示・閲覧が可能です。例えば街歩きしながら、スマートフォンでかつての風景や建物を見られるようになり活用範囲が増えてきました。現在シルクセンターのある山下町1番地には、かつて「英一番館」と呼ばれたイギリス系総合商社ジャーディン・マセソン商会がありました。今と昔の風景を現地で画面越しに見比べるのは面白いですね。デジタル画像だからできることがどんどん広がっていきます。

—所蔵の資料を使って商品開発された企業があると聞きました。

横浜ベイスターズは当館所蔵の明治期に作成された地図を織り込んだアロハシャツを作り販売しています。また「玉楠の木」というバウムクーヘンを販売しているお菓子屋さんや横浜浮世絵「横浜港崎町楼上之図 岩亀楼繁昌之図」を活用した皿も販売されています。まさに画像データによる商品開発で、地域経済にも活性化の流れを当館から発信しています。また、9月末までですが、みなとみらいにある映画館と連携して、チケットの半券を持参していただければ入館料の優待が受けられます。

—最後に伺います。貴館を一言で表すと。また今後の貴館の方向性について。

当館ホームページにも書かれていますが、「近代横浜の記憶装置」ですね。開港以降の横浜の歴史を後世に伝え、新しい歴史像を創造していくということです。繰り返しになりますが、小さな村落だった横浜はペリー来航、日米和親条約・日米修好通商条約を経て開港し、関東大震災、横浜大空襲を乗り越えて現在の国際貿易都市へと変貌を遂げていきました。当館中庭の「玉楠の木」はそういう歴史を見守ってきた象徴的な存在でもあり、

旧館・収蔵資料とともに末永く後世に伝えていくことが使命です。また、文化庁の補助金によるデジタルアーカイブと展示・閲覧機能を融合させ、どう活用していくのかは今後の課題です。魅力ある館として多くの方々に繰り返しご来館いただけるよう、研鑽

を積み重ねていきたいと思います。

—本日はありがとうございました。

インタビューを終えて

170年以上前のこと、黒船来航を揶揄しての有名な狂歌、「泰平の眠りを覚ます上喜撰（蒸気船） たった四杯で夜も寝られず」のように当時の人々をパニックに陥れた。だが横浜の丘には見物人が押し寄せ、茶店を開店した話も伝わる。そしてペリー提督が日米和親条約締結の地として横浜に投錨した理由は、艦隊の圧力を及ぼしやすいからだった。だから数隻の艦船の大砲で海岸全体にわたってけん制することができた^{※1}。

横浜へ上陸した際、近くでそびえ立っていたタブノキは、日本の開国から関東大震災と横浜大空襲を生き延び、樹齢を重ねている。今では、この老木はまさに資料館のシンボルであるだけでなく、横浜史の記念顕彰制度があれば間違いなく受賞の対象になるに違いない。

インタビューにもあったが、1978年まで4期横浜市長を務めた飛鳥田一雄（1915-1990）は革新系市長として話題が多かったが、みなとみらい計画などの将来像を描き、また横浜にプロ野球の誘致にも熱心だったという。飛鳥田の後押しで旧英国総領事館を横浜開港以来の歴史を語るアーカイブズに変えた。震災などで失った横浜の記録の他、日本の開港と近代化に貢献した横浜の歴史を市民に知らせ、歴史を学ぶ大切さを示す思いがあったのだろう。それだけでなく、単に資料所蔵館ではなかった。それは、資料館条例の第1条（設置）に「開港期を中心とする横浜の歴史に関する資料の収集、保存、調査研究等を行い、その成果を広く公開することにより、市民の横浜の歴史に対する理解を深め、もって市民文化の向上に寄与するため、資料館を横浜市中区に設置する」に表れ、幕末から昭和戦前期の記録を精力的に収集し、横浜市民や歴史研究者にも貴重な資料を提供することになった。

例えば、筆者自らの体験で申し訳ないが、6年前に日本のラグビー発祥記念碑の建立にあたり、居留地の外国人の話題や英字新聞記事などから事実を探り、英国ラグビー博物館に問い合わせた。その結果、横浜が日本のラグビーの発祥地であるということを認めていただいた。所蔵資料を駆使した成果で、レファレンスへの支援と資料館の存在はあった。余談だが、記念碑の文章にも指導を頂き、改めて感謝を申し上げたい。

そもそもアーカイブズとは価値ある資料があって成り立ち、専門員による調査・研究が新たな価値を生み出し、展示

会によってわかりやすく、一般の方に向けた手法で表現していく施設だと感じている。実際、資料館の場合において専門性の高い歴史情報をサーチする方が多く、レファレンスの充実には欠かせないが、気軽に足を運べる展示会の企画を楽しむにしている人は多い。きっと観光拠点にある「近代横浜の記憶装置」は、訪れる人にも横浜の歴史を「記憶」していくだろう。

ちなみに他の国際港都市のアーカイブズを調べてみた。神戸市立博物館は考古館と美術館が統合して開館し、ジオラマで神戸の歴史を展示している。長崎歴史文化博物館は県と市が一体となって海外との交流をテーマとしている^{※2}。つまり横浜の様に開港以来の歴史に関する資料を積極的に収集・保存・公開するアーカイブズは他では見られない。横浜市内には横浜市ふるさと歴史財団が運営する横浜市歴史博物館、横浜都市発展記念館、横浜市三殿台考古館、横浜ユーラシア文化館、埋蔵文化財センター、横浜市史資料室、横浜市八聖殿郷土資料館があり、それぞれの持ち味を発揮し、お互いに円滑な連携ができるのも心強い。いずれにしても、横浜開港資料館は横浜を訪れたら必ず立ち寄って欲しいアーカイブズである。

最後に言いたいことは、政令指定都市のなかで、いまだに横浜は公文書館がない都市である。おそらく制度的に現用文書から非現用文書への点検・選別、そして歴史公文書のデータベース化と整備が遅れているのではないだろうか。これまでの議会でも、公文書管理について、担当局・部長から「問題なくやっている」という答弁を数回聞いたことがあるが、そろそろ公文書管理条例化と併せて取り組まねばならないだろう。「横浜IR誘致」や「いじめ問題」には、検証不能な会議記録の不存在が話題になった。だが、横浜市はその本質にメスを入れることはなく、公文書管理の改革に至らなかったのは残念でたまらない。

（敬称略）

※1 『日本開国史』（吉川弘文館 石井孝）

※2 『47都道府県・博物館百科』（丸善出版 可児光生他）



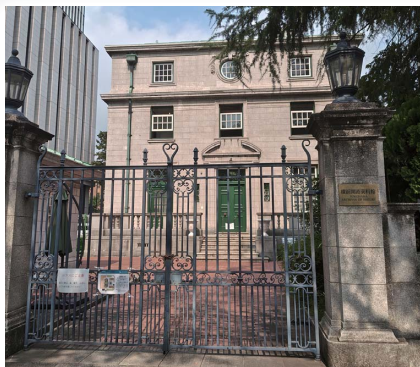
横浜開港資料館所蔵
関口日記

関口日記は武蔵国橘樹郡生麦村（現神奈川県横浜市鶴見区）の旧家関口家の歴代当主5名が宝暦12年（1762）から明治34年（1901）にわたり、ほぼ毎日のように書き継いだ貴重な記録です。

安政6年（1859）6月2日に横浜が開港すると、近郊の生麦村には外国人が訪れるようになりますが、そこで悲劇が起こります。文久2年（1862）8月21日に発生した生麦事件です。イギリス商人リチャードソンが薩摩藩島津久光の行列とすれ違った際、下馬せず秩序を乱したとして藩士に切られて死亡します。日記には「異人四人内女一人、横浜より来たり、本宮町勘左衛門前にて行き逢い、下馬致さず候や、異人切り付けられ、直ぐに跡へ逃げ去り候処、追い欠けられ、売人松原にて即死」（書き下し文）とその時の様子が臨場感をもって記されています。

膨大に残された関口日記からは、江戸・明治期の世相や事件、開国により変化していく人々の暮らしぶりなどを読み取ることができます。

公益財団法人横浜市ふるさと歴史財団 横浜開港資料館



◆ わが館の特長

横浜開港資料館では19世紀半ばの開港期から関東大震災に至る時期を中心とした約27万点にわたる資料を収集・保管・整理し、その成果を新館の展示室・閲覧室で公開しています。中庭には横浜市登録史跡名勝天然記念物「玉楠」があるほか、旧館は「横浜開港資料館旧館旧横浜英国総領事館及び旧門番所」として横浜市指定有形文化財となっています。横浜にお越しの際は是非お立ち寄りください。

◆ 所蔵品

紙文書関連	160,000点	写真・スライド	33,000点
マイクロフィルム	3,000点	画像データ	15,000点
その他	舶来懐中時計163点（小川雄一コレクション）		

[http:// www.kaikou.city.yokohama.jp/index.htm](http://www.kaikou.city.yokohama.jp/index.htm)

〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通3 TEL. 045-201-2100 FAX. 045-201-2102